

半 期 報 告 書

(第96期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

エーザイ株式会社

(266025)

第96期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年11月27日に提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

エーザイ株式会社

目 次

第96期中 半期報告書

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	10
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	24
1 【主要な設備の状況】	24
2 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【株価の推移】	38
3 【役員の状況】	38
第5 【経理の状況】	39
1 【中間連結財務諸表等】	40
2 【中間財務諸表等】	76
第6 【提出会社の参考情報】	94
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	95

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月27日
【中間会計期間】	第96期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第94期中間期	第95期中間期	第96期中間期	第94期	第95期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	282,629	319,389	362,817	601,252	674,111
営業利益 (百万円)	45,269	49,643	57,061	95,704	105,263
経常利益 (百万円)	47,099	51,745	59,560	100,025	110,462
中間(当期)純利益 (百万円)	30,158	32,509	39,351	63,410	70,614
純資産額 (百万円)	487,370	535,921	575,107	519,215	562,698
総資産額 (百万円)	693,638	751,597	817,641	747,231	792,114
1株当たり純資産額 (円)	1,705.15	1,852.35	1,985.73	1,816.23	1,944.41
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	105.53	113.82	138.49	221.86	247.85
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	105.44	113.65	138.34	221.61	247.47
自己資本比率 (%)	70.3	70.0	69.0	69.5	69.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	39,903	36,615	41,730	87,053	81,188
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,135	△21,205	△52,625	△29,513	△55,212
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,127	△25,116	△18,776	△21,843	△40,620
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	160,137	174,979	140,950	183,278	171,090
従業員数 (名)	8,749	9,472	9,996	9,081	9,649
(平均臨時従業員数)	—	—	(1,093)	—	(1,000)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産額、1株当たり純資産額および自己資本比率の算定にあたり、第95期中間期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3 臨時従業員数については第95期より従業員数の100分の10を超えたため、平均臨時従業員数を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第94期中間期	第95期中間期	第96期中間期	第94期	第95期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	160,957	170,113	194,878	331,959	351,647
営業利益 (百万円)	32,793	30,351	41,740	65,376	65,026
経常利益 (百万円)	33,718	30,742	41,947	67,338	65,674
中間(当期)純利益 (百万円)	21,622	20,137	28,178	43,890	42,803
資本金 (百万円)	44,985	44,985	44,985	44,985	44,985
発行済株式総数 (千株)	296,566	296,566	296,566	296,566	296,566
純資産額 (百万円)	448,255	458,433	470,253	465,211	467,541
総資産額 (百万円)	546,890	558,992	572,589	572,912	573,702
1株当たり純資産額 (円)	1,568.30	1,613.17	1,652.92	1,627.33	1,644.49
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	75.66	70.50	99.17	153.56	150.23
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	75.60	70.40	99.06	153.39	150.01
1株当たり配当額 (円)	40.00	55.00	65.00	90.00	120.00
自己資本比率 (%)	82.0	82.0	82.0	81.2	81.4
従業員数 (名)	3,952	4,090	4,195	3,906	4,050

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産額、1株当たり純資産額および自己資本比率の算定にあたり、第95期中間期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

(1) 新規設立

平成19年9月にエーザイ・エスエー/エヌヴィを設立し、連結子会社といたしました。

平成19年9月30日現在

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任		営業上の取引
					当社 役員	当社 従業員	
エーザイ・エスエー/ エヌヴィ	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 7,000	医薬品分野	100.00 (100.00)	有	有	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」の()内は間接所有割合であります。

(2) 合併

平成19年4月に連結子会社のエムエービー・アクイジション・コーポレーション(合併準備会社)はモルフォテック社(米国)と合併し、モルフォテック・インクが存続会社となりました。

なお、合併後の状況は次のとおりであります。

平成19年9月30日現在

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任		営業上の取引
					当社 役員	当社 従業員	
モルフォテック・インク	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 355,000	医薬品分野(医薬品 の探索・臨床研究)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品の 探索・臨床研究 を委託

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」の()内は間接所有割合であります。

(3) その他

平成19年9月25日に三光純薬(株)はジャスダック証券取引所を上場廃止となり、平成19年10月1日付で株式交換により当社の完全子会社となりました。

なお、同社の完全子会社化に伴い、(株)パルマビーズ研究所の当社議決権の所有割合は100.00%(間接所有割合は50.00%)となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品分野	8,923 (800)
その他の分野	815 (288)
全社(共通)	258 (5)
合計	9,996 (1,093)

- (注) 1 従業員数には就業人員数(当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含む。)を記載しております。
- 2 臨時従業員数(パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除く)は当中間連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	4,195
---------	-------

- (注) 従業員数には就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当中間連結会計期間において、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

医薬品産業は、革新的な治療薬の創出と質の高い情報・サービス・製品の提供を期待される一方、日本、米国、欧州、アジア諸国の医療費抑制策の進展、研究開発コストの増大、企業再編の活発化など、産業を取り巻く事業環境はますます厳しさを加え、大きな変革の時期にあります。また、地球環境、社会および事業の持続性に関する企業の社会的責任の遂行も強く求められております。

このような状況の中、当中間連結会計期間の業績は、売上高3,628億17百万円(前中間連結会計期間比13.6%増)、営業利益570億61百万円(同14.9%増)、経常利益595億60百万円(同15.1%増)、中間純利益393億51百万円(同21.0%増)となりました。

売上高については、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」が1,408億64百万円(前中間連結会計期間比21.2%増)、プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)が922億7百万円(同10.5%増)とそれぞれ増加し、所在地別には日本、北米、アジア他が順調に伸びました。

研究開発活動への積極的資源投入を行う一方で、原価率の低減等により営業利益、経常利益、中間純利益ともに増益となりました。

当中間連結会計期間末の資産合計は、8,176億41百万円(前連結会計年度末より255億27百万円増)となりました。主な増加は、モルフォテック社の買収に伴う無形固定資産であり、一方、現金及び預金、投資有価証券などは減少いたしました。

負債合計は2,425億34百万円(前連結会計年度末より131億18百万円増)となりました。主な増加は、モルフォテック社の買収に伴う繰延税金負債によるものであります。

純資産合計は5,751億7百万円(前連結会計年度末より124億9百万円増)となり、自己資本比率は69.0%(同0.7ポイント減)となりました。

<セグメントの状況>

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

① 事業の種類別セグメント

[医薬品分野]

「アリセプト」が伸び、 「パリエット/アシフェックス」も堅調に推移いたしました。この結果、医薬品分野の売上高は3,514億49百万円(前中間連結会計期間比13.8%増)、営業利益は582億6百万円(同14.8%増)となりました。

[その他の分野]

食品添加物、化学品、製薬用機械等の売上高は113億68百万円(前中間連結会計期間比8.0%増)、営業利益は9億89百万円(同5.2%増)となりました。

② 所在地別セグメント

[日本]

売上高は1,574億1百万円(前中間連結会計期間比9.7%増)、営業利益は458億43百万円(同34.4%増)となりました。医療用医薬品では、「アリセプト」の売上高は300億35百万円(同25.7%増)、「パリエット」の売上高は182億70百万円(同24.8%増)とそれぞれ伸びました。

[北米]

売上高は1,641億82百万円(前中間連結会計期間比18.0%増)、営業利益は親会社に支払うロイヤルティ率の変更等により97億19百万円(同26.6%減)となりました。「アリセプト」の売上高は894億76百万円(同23.0%増、現地通貨では18.9%増)、「アシフェックス」の売上高は663億86百万円(同9.8%増、現地通貨では6.2%増)となりました。

[欧州]

売上高は272億79百万円(前中間連結会計期間比3.0%増)、営業利益は新市場への進出や競争激化もあり8億88百万円(同55.9%減)となりました。「アリセプト」の売上高は173億30百万円(同3.5%増)、「パリエット」の売上高は46億円(同23.9%減)となりました。平成19年9月、ベルギーに医薬品販売会社エーザイ・エスエー/エヌヴィを設立いたしました。

[アジア他]

売上高は139億53百万円(前中間連結会計期間比35.7%増)、営業利益は31億14百万円(同68.5%増)となりました。「アリセプト」の売上高は40億21百万円(同41.1%増)、「パリエット」の売上高は29億51百万円(同28.2%増)とそれぞれ伸ばいたしました。

なお、日本を除く海外所在地別売上高の合計は、2,054億15百万円(前中間連結会計期間比16.8%増)となり、売上高比率は56.6%(同1.5ポイント増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、417億30百万円(前中間連結会計期間より51億14百万円増)となりました。税金等調整前中間純利益は607億19百万円、減価償却費は153億64百万円、法人税等の支払額は244億4百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、526億25百万円の支出(前中間連結会計期間より314億19百万円増)となりました。そのうち、モルフォテック社の買収に391億66百万円、有形固定資産の取得に164億43百万円、無形固定資産の取得に75億58百万円を支出いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、187億76百万円の支出(前中間連結会計期間より63億39百万円減)となりました。配当金の支払いに184億68百万円を支出いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,409億50百万円(前連結会計年度末より301億40百万円減)となりました。

[連結財務指標の推移]

	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期 中間期
自己資本比率(%)	68.1	69.4	69.5	69.7	69.0
時価ベースの自己資本比率(%)	131.8	157.0	196.3	202.7	188.7
債務償還年数(年)	0.03	0.06	0.03	0.03	0.03
インタレスト・カバレッジ・レシオ	1,040.6	856.3	1,922.7	796.8	800.2

(注) 各指標の算出方法

自己資本比率 : 自己資本/総資産
 時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後))/総資産
 債務償還年数 : 有利子負債(借入金、代理店預り金等)/営業キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー/利払い(利息の支払額)

なお、債務償還年数の中間期での計算は、営業キャッシュ・フローを年額に換算するため2倍しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	前中間連結会計期間比(%)
医薬品分野	311,713	105.2
その他の分野	4,485	107.3
合計	316,199	105.2

- (注) 1 金額は販売見込価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 商品仕入実績

当中間連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	前中間連結会計期間比(%)
医薬品分野	11,209	105.3
その他の分野	5,149	110.1
合計	16,358	106.8

- (注) 1 金額は仕入価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結グループは販売計画に基づいて見込生産を行っており、受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	前中間連結会計期間比(%)
医薬品分野	351,449	113.8
その他の分野	11,368	108.0
合計	362,817	113.6

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(米国) マッケソン社	53,639	16.8	62,749	17.3
(米国) カーディナルヘルス社	40,819	12.8	47,942	13.2

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。
なお、当社の株式会社の支配に関する基本方針は、次のとおりであります。

<基本方針の内容等>

当社における「株式会社の支配に関する基本方針の内容」、「基本方針の実現に資する特別な取組み」および「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」に記載しております。また、「当社の取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないことおよび当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについての当社の取締役会の判断およびその判断の理由」についても本対応方針に記載しております。

なお、本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で維持・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成19年6月22日に開催された第95回定時株主総会終了後に、新任1名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会において、本対応方針を現行の内容で継続する旨を当社取締役会に提案することについて全委員が賛成し、決議いたしました。

社外取締役独立委員会は、本対応方針が以下の仕組みを有しており、取締役会の決議での継続を妥当と判断いたしました。

- ① 本対応方針は社外取締役独立委員会のイニシアティブで運用され、経営陣の恣意性を排除している
- ② 本対応方針は毎年継続、見直し、廃止が検討される
- ③ 毎年の定時株主総会における株主の皆様の取締役選任をもって、そのご意向を反映できる

平成19年7月31日に開催された取締役会において、社外取締役独立委員会から提案のあった本対応方針の継続が審議され、承認されました。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針]（平成18年2月28日に公表）

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された第V期中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくありません。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが

確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様に事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されるところです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等(1)について、保有者(2)の株券等保有割合(3)が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等(4)について、公開買付け(5)に係る株券等(6)の株券等所有割合(7)及びその特別関係者(8)の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
 - (1) 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 証券取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の執行役に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び執行役からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、当社執行役による代替案の検討、買付者等と当社執行役の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、社外取締役独立委員会検討期間中、社外取締役独立委員会は、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1) 及び2) に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2) 又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

社外取締役独立委員会は、当該発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1) から9) のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

社外取締役独立委員会は、当該不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案作成等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします)。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間、その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉及び代替案の作成等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行った場合、直ちに当該決議をした事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、第V期中期戦略計画(2006年4月から2012年3月までを対象)の期間を包含すべく、2012年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

- (1) ①割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、
- ②その共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)(上記(i)に定めるとき)、
- ③その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、
- ④上記①ないし③記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、
- ⑤実質的に、上記の①ないし④記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記①ないし⑤を総称して「特定大量保有者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。
 - (ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)
 - (イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者
 - (ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りです。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

3) 発行に伴って株主の皆様にご必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び執行役が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対する代替案の決定
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同所有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に証券取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

(1) 株式交換契約

平成19年4月26日に当社(エーザイ(株))と当社の連結子会社である三光純薬(株)は、当社が三光純薬(株)を株式交換(以下、本件株式交換)により完全子会社化することに合意し、株式交換契約(以下、本件株式交換契約)を締結いたしました。

本件株式交換の概要は、次のとおりであります。

① 株式交換による完全子会社化の目的

三光純薬(株)は当社の連結子会社であり、疾病の診断と治療に密接に関係する情報や製品を提供することで、患者様とご家族、生活者の皆様の多様なニーズを充足することを目指してまいりました。平成13年9月には、独自に開発した遺伝子シグナル増幅技術PAL SAR法(パルサー法/Probe alternation link self-assembly reaction)の米国における特許を取得し、続いて欧州、日本における特許も取得いたしました。さらに、その発展型となるPAL SAR-IIに関しても、米国、欧州、日本において特許を取得いたしました。

この技術に対し、三光純薬(株)は遺伝子検査薬の研究開発を目的として、親会社である当社との合弁で(株)パルマビーズ研究所を設立し、当社グループとして早期事業化に向けた対応をはかってまいりました。今後の遺伝子技術のグローバルな臨床応用や事業化においては、診断機器の開発や診断項目の研究など継続して経営資源の投入が見込まれ、より一層当社グループと一体化した事業展開が望まれます。

一方、当社は平成2年10月、三光純薬(株)との資本提携を実施し、診断と治療の両輪を有することを目指して、三光純薬(株)に診断薬の製造および販売を一本化してまいりました。

今後の医療動向を俯瞰すると、予防および疾病管理における診断はますます重要性が高まり、特に遺伝子診断分野は、テーラーメイド医療の進展が予測される状況下で、個々人の体質、薬剤応答(副作用・効き目)など治療剤とのさらなる医療シナジーが期待できる分野であります。

このような状況を踏まえ、既存の診断薬事業の強化および遺伝子シグナル増幅技術PAL SAR法の事業化等の挑戦的な分野への進出において、グループ全体の経営資源を積極的に活用し効率的かつ迅速な開発を進めるために、三光純薬(株)を当社の完全子会社にすることが最善であると判断するにいたしました。

② 株式交換の要旨

イ. 株式交換の日程

株式交換決議取締役会(三光純薬(株))	平成19年4月26日(木)
株式交換契約締結	平成19年4月26日(木)
株式交換承認時株主総会(三光純薬(株))	平成19年6月21日(木)
株式交換日(効力発生日)	平成19年10月1日(月)
株券交付日	平成19年11月20日(火)

(注) 本件株式交換は、当社については、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ておりません。

ロ. 株式交換比率

会社名	当社(完全親会社)	三光純薬(株)(完全子会社)
株式交換比率	1	0.085

- (注) 1 三光純薬(株)の株式1株に対して、当社の株式0.085株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する三光純薬株式9,106,000株については、株式交換による株式の割当ては行いません。
- 2 本件株式交換では、当社は新株式の発行は行いません。(当社はその保有する自己株式を株式交換による株式の割当てに充当いたします。)

③ 株式交換比率の算定根拠等

イ. 算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性を期すため、両社が独立に第三者機関の助言を求めることとし、当社は野村證券株式会社(以下、野村證券)を、三光純薬㈱はアーンストアンドヤング・トラシグレーション・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、アーンストアンドヤング)を、それぞれ第三者機関として選定いたしました。

野村證券は、当社については市場株価平均法を採用して算定を行いました。三光純薬㈱については市場株価平均法、DCF法、類似会社比較法の各評価方法を採用して算定を行いました。

アーンストアンドヤングは、当社については市場株価平均法を採用して算定を行いました。三光純薬㈱については市場株価平均法、DCF法、類似会社比較法の各評価方法を採用して算定を行いました。

ロ. 算定の経緯

上記のとおり、当社は野村證券に、三光純薬㈱はアーンストアンドヤングに、本件株式交換の株式交換比率案の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果およびその他事項の分析結果を慎重に検討し、これらを踏まえ交渉を進めてまいりました。その結果、当社の代表執行役は、執行役員での審議の上、本件株式交換の株式交換比率を三光純薬㈱の株式1株に対して、当社の株式0.085株とすることを含む本件株式交換契約を締結することを平成19年4月26日付で決定いたしました。また、三光純薬㈱は平成19年4月26日に開催された三光純薬㈱の取締役会において、同様の本件株式交換契約を締結することを決議し、同日、当社と三光純薬㈱との間で本件株式交換契約を締結いたしました。

なお、この株式交換比率は、野村證券が当社に対して提供した分析、およびアーンストアンドヤングが三光純薬㈱に対して提供した分析である「イ. 算定の基礎」の範囲内で決定いたしました。

また、利益相反を回避する措置として、三光純薬㈱の取締役会において、利害関係のある兼務役員は本件株式交換契約締結の決議に加わっておりません。

④ 株式交換完全子会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

三光純薬㈱は新株予約権および新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

⑤ 株式交換当事会社の資本金・事業の内容等

平成19年9月30日現在

商号	エーザイ株式会社	三光純薬株式会社
本店所在地	東京都文京区小石川4丁目6番10号	東京都千代田区岩本町1丁目10番6号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 内藤 晴夫	代表取締役社長 神保 正男
資本金	44,985百万円	5,262百万円
事業内容	医薬品の研究開発、製造、販売および輸出入	臨床検査薬、研究用試薬、医療機器等の製造、販売、輸入

⑥ 株式交換後の完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等

平成19年9月30日現在

商号	エーザイ株式会社
本店所在地	東京都文京区小石川4丁目6番10号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 内藤 晴夫
資本金	44,985百万円
事業内容	医薬品の研究開発、製造、販売および輸出入

(2) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(米国) セプラコール社	平成19年 7月26日	睡眠導入剤「エスゾピ クロン」(米国製品 名:「ルネスタ」)の 日本における独占的な 開発および販売に關す るライセンス	契約締結より販売承認 後または薬価収載後15 年間のいずれか遅い方 まで	契約一時金他 一定料率のロイ ヤルティ

(3) 販売契約等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	(米国) ソルスティス・ ニューロサイエンス社	平成19年 5月14日	欧州におけるB型ボツリヌ ス毒素製剤「ニューロプロ ック」の独占販売提携	契約締結より上市後15年間ま たは最後の効能追加を受けて から10年間の遅い方

5【研究開発活動】

当社グループでは、研究開発活動における領域集中のコンセプトをより進展させ、未だ十分な治療法が確立されていない疾病が多く存在する「神経」と「がん」の2つの領域において、有効性、安全性、経済性に優れた医薬品を創出することを目指して、積極的に取り組んでおります。

また、各々の領域の製品ラインナップの充実や技術力を強化するため、戦略的製品買収や先端技術を保有するバイオベンチャーの買収、あるいは外部機関との共同研究も積極的に進めております。

〔開発品の状況〕

AMPA受容体拮抗剤「E2007」は、欧米において神経因性疼痛を対象としたフェーズⅡ試験を開始いたしました。また、パーキンソン病を対象としたフェーズⅢ試験が進行中であり、てんかんを対象としたフェーズⅡ試験を完了しフェーズⅢ試験の準備段階にあります。片頭痛予防に関しては、フェーズⅡ試験結果を踏まえて再試験計画の検討を進めており、また、多発性硬化症を対象としたフェーズⅡ試験が進行中であります。

抗がん剤「E7389」は、米国で乳がんを対象としたサブパートH申請用試験が進行中であります。同時に、同疾患を対象として欧州申請などを目的としたフェーズⅢ試験を欧米で実施しており、日本でもフェーズⅡ試験を開始いたしました。また、非小細胞肺癌(米国)、前立腺がん(欧米)、肉腫(欧州)を対象としたフェーズⅡ試験が進行中であります。(サブパートH申請：重症または生命に危険を与える病気に対する新薬のうち一定の要件を備えたものに対して米国食品医薬品局が加速承認する申請制度)

エンドトキシン拮抗剤「E5564」は、日本で重症敗血症を対象としたフェーズⅢ試験を開始いたしました。これにより、日本を加えた国際共同試験が進行中であります。

トロンビン受容体拮抗剤「E5555」は、フェーズⅡ試験を再開いたしました。欧米で、急性冠症候群、アテローム血栓症を対象としたフェーズⅡ試験を進めております。日本でもフェーズⅡ試験を開始いたしました。

抗がん剤「MORAb-003」(モノクローナル抗体)は、米国で卵巣がんを対象としたフェーズⅡ試験が進行中であります。

マルチキナーゼ阻害剤「E6201」は、米国で乾癬を対象としたフェーズⅡ試験を開始いたしました。

平成19年5月、タイ、マレーシアで消化管運動機能改善剤「ガスモチン」について機能性胃腸症の効能・効果で承認申請をいたしました。なお、アセアン諸国等8カ国では承認申請準備中であります。

アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」は、平成19年8月に日本で高度アルツハイマー型認知症に係る効能・効果および用法・用量、10mg錠の剤形の追加承認を取得いたしました。また、同剤に関して、欧米では徐放製剤のフェーズⅢ試験を開始し、日本ではレビー小体型認知症を対象としたフェーズⅡ試験を開始いたしました。なお、欧州でフェーズⅢ試験段階にありましたパーキンソン病に伴う認知症の効能追加に関する開発は中止いたしました。

プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット」は、平成19年8月に日本でアモキシシリン(一般名)およびメトロニダゾール(一般名)との併用による胃・十二指腸潰瘍におけるヘリコバクター・ピロリの二次除菌療法に係る用法・用量の追加承認を取得いたしました。

てんかん治療剤「ゾネグラン」は、欧州でてんかんを対象とした単剤療法に関するフェーズⅢ試験を開始いたしました。

平成19年6月、日本で頻脈性不整脈治療剤「タンボコール錠」の発作性心房細動・粗動の効能・効果および用法・用量の追加承認を取得いたしました。

平成19年9月、日本においてアボット ジャパン株式会社と共同開発を実施しておりましたヒト抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「D2E7」について尋常性乾癬および関節症性乾癬の効能・効果で承認申請をいたしました。

[主な提携などの状況]

平成19年3月、当社の連結子会社である米州統括会社エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカは、抗体医薬の研究開発を専門とするバイオベンチャー企業であるモルフォテック社(米国)を買収する契約を締結し、平成19年4月に契約が発効いたしました。モルフォテック社は、独自のヒト抗体技術を使用し、各種がん、リウマチ、感染症などの疾患に対する抗体治療薬の開発に取り組んでおり、今回の買収により、当社グループはバイオロジクス(生物学的製剤)分野への本格的な参入を果たしました。

平成19年5月、ソルスティス・ニューロサイエンス社(米国)と、同社のB型ボツリヌス毒素製剤「ニューロブロック」に関し、欧州における独占的な販売契約を締結いたしました。

キッセイ薬品工業株式会社と、同社が創製した速効型インスリン分泌促進剤「グルファスト」に関し、平成19年6月にアセアン10カ国、平成19年9月には中国を対象とした独占的な開発・販売契約を締結いたしました。今後、対象国における承認申請に向けて準備を進めてまいります。

平成19年7月、セプラコール社(米国)と、同社が創製した睡眠導入剤「エスゾピクロン」(一般名、米国製品名：ルネスタ)に関し、日本における独占的な開発、販売契約を締結いたしました。

平成19年9月、当社の米国事業会社エーザイ・インクは、サリックス社(米国)と、同社が保有する潰瘍性大腸炎治療剤「コラザール」に関し、米国における独占的なコ・プロモーション契約を締結いたしました。

当中間連結会計期間における研究開発費総額は、638億44百万円(前中間連結会計期間比22.2%増)、売上高比17.6%(同1.2ポイント増)であり、そのほとんどが医薬品分野で発生しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末の計画

① 変更

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

② 完了

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設等のうち、当中間連結会計期間に完了したものはありません。

(2) 当中間連結会計期間に新たに確定した計画

① 新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	摘要
				総額	既支払額				
モルフォテック・ インク	研究所 (米国ペンシルバ ニア州)	医薬品分野	研究設備	千米ドル 20,100	千米ドル —	自己資金	平成19年 10月	平成21年 2月	研究設備 の拡充

② 除却

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	296,566,949	296,566,949	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成19年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株引受権

当社は、新株引受権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19および当社旧定款第7条の規定に基づき、取締役および使用人に対して付与することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成12年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	53,800株(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,090円(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成12年9月1日～ 平成22年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,090円 資本組入額 1,545円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成13年6月28日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	72,200株(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,668円(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成13年9月3日～ 平成23年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,668円 資本組入額 1,334円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的となる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものといたします。

2 株式の分割または併合が行われる場合、行使時の払込金額(以下、「発行価額」という)は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

また、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 新株予約権

(イ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	1,208個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	120,800株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,165円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日～ 平成24年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,165円 資本組入額 1,583円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法(以下「改正前商法」という。)に基づく転換社債の転換および改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	801個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	80,100株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,520円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～ 平成25年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,520円 資本組入額 1,260円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	1,969個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	196,900株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	2,403個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	240,300株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,820円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成27年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,820円 資本組入額 1,910円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
- 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。
- 3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。
- 5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

(ロ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	1,580個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成19年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	1,680個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとしたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額としたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額としたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとしたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしたします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の i、ii、iii、ivおよびvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ハ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたもので、また、同日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成19年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとしたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額としたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額としたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとしたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の i、ii、iii、ivおよびvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	296,566	—	44,985	—	55,222

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	16,029	5.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,327	5.17
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	12,398	4.18
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	12,147	4.10
ザ チェース マンハッタン バ ンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10,501	3.54
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	6,512	2.20
株式会社みずほコーポレート 銀行(常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	5,630	1.90
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ株式会社内	5,566	1.88
住友生命保険相互会社(常任代 理人 日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24 (東京都中央区晴海1-8-11)	5,000	1.69
財団法人 内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3-42-6	4,207	1.42
計	—	93,321	31.47

(注) 1 自己株式は12,404千株(4.18%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。

2 ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーから、平成19年6月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成19年5月23日現在で30,632千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数を確認することができないため、大株主の状況に含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェリントン・マネジメ ント・カンパニー・エル エルピー	75 State Street, Boston, Massachusetts 02109 U. S. A.	30,632	10.33

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,404,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 283,677,700	2,836,777	—
単元未満株式	普通株式 484,949	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	296,566,949	—	—
総株主の議決権	—	2,836,777	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ600株(議決権6個)および50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社の自己株式81株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	12,404,300	—	12,404,300	4.18
計	—	12,404,300	—	12,404,300	4.18

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】(東京証券取引所市場第一部)

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	5,950	6,230	5,670	5,540	5,170	5,470
最低(円)	5,580	5,470	5,260	4,980	4,730	4,790

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、取締役および執行役の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)および前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表について、ならびに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)および当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金	※4		74,426		66,915		89,775	
2 受取手形及び 売掛金			154,125		166,196		162,172	
3 有価証券			107,868		84,568		90,279	
4 たな卸資産			48,606		53,440		52,757	
5 繰延税金資産			30,453		34,438		33,219	
6 その他			11,527		15,663		13,358	
7 貸倒引当金			△331		△369		△352	
流動資産合計		426,676	56.8	420,853	51.5	441,210	55.7	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物及び構築物	※1 ※3	65,543		73,356		74,421		
(2) 機械装置及び 運搬具	※1 ※3	23,780		23,225		24,585		
(3) 土地		17,052		21,671		18,048		
(4) 建設仮勘定		11,904		7,318		4,894		
(5) その他	※1 ※3	10,292	128,573	17.1	11,918	137,490	16.8	11,891
2 無形固定資産								
(1) 販売権		—		48,358		45,986		
(2) 技術資産		—		56,475		—		
(3) その他		—	41,629	5.5	16,797	121,631	14.9	16,603
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		112,104		88,383		111,855		
(2) 長期貸付金		14		15		16		
(3) 繰延税金資産		32,402		37,867		32,586		
(4) その他		10,934		12,042		10,714		
(5) 貸倒引当金		△737	154,718	20.6	△642	137,667	16.8	△701
固定資産合計		324,921	43.2	396,788	48.5	350,904	44.3	
資産合計		751,597	100.0	817,641	100.0	792,114	100.0	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I	流動負債							
1	支払手形及び 買掛金	20,750		17,290		19,268		
2	短期借入金	402		—		236		
3	未払金	50,970		58,614		57,911		
4	未払費用	47,749		51,528		51,434		
5	未払法人税等	20,342		23,881		22,049		
6	売上割戻引当金	30,317		33,947		35,066		
7	その他の引当金	657		501		628		
8	その他	5,955		6,010		5,185		
	流動負債合計	177,147	23.6	191,774	23.5	191,779	24.2	
II	固定負債							
1	繰延税金負債	94		16,778		96		
2	退職給付引当金	33,671		28,073		31,768		
3	役員退職慰労 引当金	1,189		1,375		1,330		
4	その他	3,573		4,531		4,439		
	固定負債合計	38,529	5.1	50,759	6.2	37,636	4.8	
	負債合計	215,676	28.7	242,534	29.7	229,416	29.0	
(純資産の部)								
I	株主資本							
1	資本金	44,985	6.0	44,985	5.5	44,985	5.7	
2	資本剰余金	55,222	7.4	55,222	6.8	55,222	7.0	
3	利益剰余金	447,222	59.5	490,806	60.0	469,632	59.3	
4	自己株式	△42,631	△5.7	△42,129	△5.2	△42,219	△5.4	
	株主資本合計	504,799	67.2	548,885	67.1	527,620	66.6	
II	評価・換算差額等							
1	その他有価証券 評価差額金	18,114	2.4	12,347	1.5	19,859	2.5	
2	繰延ヘッジ損益	—	—	91	0.0	—	—	
3	為替換算調整勘定	3,150	0.4	2,947	0.4	4,984	0.6	
	評価・換算差額等 合計	21,264	2.8	15,385	1.9	24,844	3.1	
III	新株予約権	294	0.0	556	0.1	294	0.0	
IV	少数株主持分	9,561	1.3	10,279	1.2	9,938	1.3	
	純資産合計	535,921	71.3	575,107	70.3	562,698	71.0	
	負債純資産合計	751,597	100.0	817,641	100.0	792,114	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			319,389	100.0		362,817	100.0		674,111	100.0
II 売上原価			53,268	16.7		54,694	15.1		109,367	16.2
売上総利益			266,120	83.3		308,123	84.9		564,744	83.8
返品調整引当金 繰入(△戻入)額			△51	△0.0		△104	△0.1		△64	△0.0
差引売上総利益			266,172	83.3		308,227	85.0		564,809	83.8
III 販売費及び一般管理費										
1 広告宣伝費		10,645			12,165			23,790		
2 販売諸費		92,703			106,614			198,173		
3 旅費交通・通信費		5,483			5,823			11,382		
4 給与・賞与		27,654			30,271			58,465		
5 福利厚生費		5,613			6,803			12,292		
6 退職給付費用		643			△21			1,182		
7 役員退職慰労引当金繰入額		115			117			289		
8 事務諸費		10,660			12,749			23,190		
9 減価償却費		3,703			5,271			8,717		
10 研究開発費		52,242			63,844			108,296		
11 その他		7,064	216,529	67.8	7,526	251,166	69.3	13,764	459,545	68.2
営業利益			49,643	15.5		57,061	15.7		105,263	15.6
IV 営業外収益										
1 受取利息		2,298			2,705			5,120		
2 受取配当金		605			495			966		
3 持分法による投資利益		—			—			15		
4 その他		235	3,139	1.0	147	3,348	0.9	515	6,617	1.0
V 営業外費用										
1 支払利息		32			57			65		
2 為替差損		694			478			729		
3 持分法による投資損失		8			16			—		
4 売上割引		121			126			254		
5 その他		180	1,036	0.3	169	848	0.2	369	1,418	0.2
経常利益			51,745	16.2		59,560	16.4		110,462	16.4
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※1	63			44			213		
2 投資有価証券売却益		184			2,202			1,657		
3 その他		15	262	0.1	10	2,258	0.6	30	1,901	0.3
VII 特別損失										
1 固定資産処分損	※2	644			243			1,147		
2 減損損失	※3	45			1			201		
3 仕掛品原価差損		—			845			—		
4 その他		12	702	0.2	7	1,099	0.3	680	2,029	0.3
税金等調整前 中間(当期)純利益			51,305	16.1		60,719	16.7		110,334	16.4
法人税、住民税及び事業税		22,901			25,350			47,711		
法人税等調整額		△4,389	18,511	5.8	△4,391	20,958	5.8	△8,513	39,197	5.8
少数株主利益			284	0.1		409	0.1		522	0.1
中間(当期)純利益			32,509	10.2		39,351	10.8		70,614	10.5

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高 (平成18年3月31日) (百万円)	44,985	55,222	429,025	△31,913	497,320
当中間連結会計期間変動額					
剰余金の配当			△14,293		△14,293
中間純利益			32,509		32,509
自己株式処分差損			△18		△18
自己株式の取得				△11,119	△11,119
自己株式の処分				401	401
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間変動額(純額)					
当中間連結会計期間変動額合計 (百万円)	—	—	18,197	△10,717	7,479
当中間連結会計期間末残高 (平成18年9月30日) (百万円)	44,985	55,222	447,222	△42,631	504,799

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前連結会計年度末残高 (平成18年3月31日) (百万円)	20,327	1,567	21,895	—	9,296	528,512
当中間連結会計期間変動額						
剰余金の配当						△14,293
中間純利益						32,509
自己株式処分差損						△18
自己株式の取得						△11,119
自己株式の処分						401
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間変動額(純額)	△2,213	1,582	△630	294	265	△70
当中間連結会計期間変動額合計 (百万円)	△2,213	1,582	△630	294	265	7,409
当中間連結会計期間末残高 (平成18年9月30日) (百万円)	18,114	3,150	21,264	294	9,561	535,921

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高 (平成19年3月31日) (百万円)	44,985	55,222	469,632	△42,219	527,620
当中間連結会計期間変動額					
剰余金の配当			△18,468		△18,468
中間純利益			39,351		39,351
自己株式の処分			△3	148	145
自己株式の取得				△57	△57
米国連結子会社の米国会計基準変更 に伴う調整			294		294
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間変動額(純額)					
当中間連結会計期間変動額合計 (百万円)	—	—	21,174	90	21,264
当中間連結会計期間末残高 (平成19年9月30日) (百万円)	44,985	55,222	490,806	△42,129	548,885

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前連結会計年度末残高 (平成19年3月31日) (百万円)	19,859	—	4,984	24,844	294	9,938	562,698
当中間連結会計期間変動額							
剰余金の配当							△18,468
中間純利益							39,351
自己株式の処分							145
自己株式の取得							△57
米国連結子会社の米国会計基準変更 に伴う調整							294
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間変動額(純額)	△7,512	91	△2,036	△9,458	261	341	△8,855
当中間連結会計期間変動額合計 (百万円)	△7,512	91	△2,036	△9,458	261	341	12,409
当中間連結会計期間末残高 (平成19年9月30日) (百万円)	12,347	91	2,947	15,385	556	10,279	575,107

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高 (平成18年3月31日)	(百万円) 44,985	55,222	429,025	△31,913	497,320
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当(注1)			△14,293		△14,293
剰余金の配当(注2)			△15,619		△15,619
当期純利益			70,614		70,614
自己株式処分差損			△94		△94
自己株式の取得				△11,194	△11,194
自己株式の処分				887	887
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計 (百万円)	—	—	40,606	△10,306	30,300
当連結会計年度末残高 (平成19年3月31日)	(百万円) 44,985	55,222	469,632	△42,219	527,620

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前連結会計年度末残高 (平成18年3月31日)	(百万円) 20,327	1,567	21,895	—	9,296	528,512
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当(注1)						△14,293
剰余金の配当(注2)						△15,619
当期純利益						70,614
自己株式処分差損						△94
自己株式の取得						△11,194
自己株式の処分						887
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△467	3,416	2,948	294	642	3,885
当連結会計年度変動額合計 (百万円)	△467	3,416	2,948	294	642	34,186
当連結会計年度末残高 (平成19年3月31日)	(百万円) 19,859	4,984	24,844	294	9,938	562,698

(注) 1 平成18年5月の取締役会決議による利益処分項目であります。

2 平成18年10月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前 中間(当期)純利益		51,305	60,719	110,334
2 減価償却費		12,278	15,364	26,802
3 減損損失		45	1	201
4 貸倒引当金の増減額 (減少:△)		△11	17	△16
5 受取利息及び受取配当金		△2,903	△3,200	△6,086
6 支払利息		32	57	65
7 持分法による投資損益 (利益:△)		8	16	△15
8 固定資産除売却損益 (利益:△)		580	199	934
9 有価証券・投資有価証券 売却損益(利益:△)		△184	△2,202	△1,657
10 有価証券・投資有価証券 評価損		12	5	12
11 売上債権の増減額 (増加:△)		△4,600	△4,515	△11,807
12 たな卸資産の増減額 (増加:△)		△3,228	△865	△5,481
13 仕入債務の増減額 (減少:△)		△3,758	△2,211	△6,312
14 その他流動負債の増減額 (減少:△)		5,376	4,787	10,419
15 売上割戻引当金の増減額 (減少:△)		2,338	△351	7,040
16 退職給付引当金の増減額 (減少:△)		△1,921	△3,694	△3,830
17 その他		4,377	△1,081	3,780
小計		59,747	63,045	124,383
18 利息及び配当金の受取額		2,697	3,141	5,855
19 利息の支払額		△55	△52	△101
20 法人税等の支払額		△25,773	△24,404	△48,948
営業活動による キャッシュ・フロー		36,615	41,730	81,188

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有価証券の取得による 支出		△149	△635	△215
2 有価証券の売却・償還 による収入		5,532	1,453	10,220
3 有形固定資産の取得 による支出		△11,635	△16,443	△22,549
4 有形固定資産の売却 による収入		86	102	301
5 無形固定資産の取得 による支出		△2,650	△7,558	△6,009
6 投資有価証券の取得 による支出		△13,791	△12	△20,150
7 投資有価証券の売却・ 償還による収入		2,380	10,615	8,259
8 買収による支出		—	△39,166	—
9 事業譲受による支出		—	—	△24,279
10 3カ月超預金の純増減額 (増加:△)		△367	△35	△152
11 その他		△610	△943	△635
投資活動による キャッシュ・フロー		△21,205	△52,625	△55,212
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額 (減少:△)		△3	△245	△188
2 自己株式の市場買付け に伴う支出		△11,060	—	△11,060
3 配当金の支払額		△14,293	△18,468	△29,913
4 少数株主への配当金の支 払額		△48	△60	△48
5 その他		289	△2	589
財務活動による キャッシュ・フロー		△25,116	△18,776	△40,620
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		1,406	△469	2,456
V 現金及び現金同等物の 増減額(減少:△)		△8,299	△30,140	△12,188
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		183,278	171,090	183,278
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	174,979	140,950	171,090

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 41社</p> <p>主要な連結子会社の名称 三光純薬㈱ サンノーバ㈱ エーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ポストン・インク エーザイ・インク</p> <p>なお、エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント㈱およびエーザイ・(シンガポール)・プライベート・リミテッドの2社については、当中間連結会計期間において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。また、エーザイ・ファルマ・ケム・ヨーロッパ・リミテッドについては、当中間連結会計期間において清算が終了いたしました。</p>	<p>連結子会社の数 46社</p> <p>主要な連結子会社の名称 三光純薬㈱ サンノーバ㈱ モルフォテック・インク エーザイ・インク エーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ポストン・インク</p> <p>なお、エーザイ・エスエー／エヌヴィについては、当中間連結会計期間において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。また、エムエービー・アクイジション・コーポレーションについては、当中間連結会計期間においてモルフォテック・インクと合併し、モルフォテック・インクが存続会社となりました。</p>	<p>連結子会社の数 45社</p> <p>主要な連結子会社の名称 三光純薬㈱ サンノーバ㈱ エーザイ・インク エーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ポストン・インク</p> <p>なお、次の7社については、当連結会計年度において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。</p> <p>エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント㈱ エーザイ・(シンガポール)・プライベート・リミテッド エーザイ・クリニカル・リサーチ・シンガポール・プライベート・リミテッド エエフェ・エーザイ・ファルマセウティカ・ユニペッソナル・リミタダ エーザイ・マニユファクチャリング・リミテッド エムエービー・アクイジション・コーポレーション エーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニユファクチャリング・プライベート・リミテッド</p> <p>また、エーザイ・ファルマ・ケム・ヨーロッパ・リミテッドおよびエーザイ・ユーエスエー・インクについては、当連結会計年度において清算が終了いたしました。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 1社 (ブラッコ・エーザイ㈱)</p> <p>なお、エーザイ・ノバルティス・フェルワルトゥング・ゲーエムベーハーについては、当中間連結会計期間中に連結子会社であるエーザイ・ゲーエムベーハー(存続会社)に吸収合併されました。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 1社 (ブラッコ・エーザイ㈱)</p>	<p>持分法適用の関連会社数 1社 (ブラッコ・エーザイ㈱)</p> <p>なお、エーザイ・ノバルティス・フェルワルトゥング・ゲーエムベーハーについては、当連結会計年度中に連結子会社であるエーザイ・ゲーエムベーハー(存続会社)に吸収合併されました。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司の中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司の中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、当連結会計年度より連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。これによる影響は軽微であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 …償却原価法 (定額法)</p> <p> 其他有価証券 時価のあるもの …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p> 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ…時価法</p> <p>③ たな卸資産 製品、商品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 当社および国内連結子会社は主として総平均法による原価法により評価しております。また、海外連結子会社は主として先入先出法による低価法により評価しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p> 建物 15～50年 機械装置 6～7年</p> <p> また、海外連結子会社は主として所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ…同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。</p> <p> 販売権 5～10年 技術資産 20年 自社利用のソフトウェア 主に5年</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 …償却原価法 (定額法)</p> <p> 其他有価証券 時価のあるもの …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p> 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ…同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。</p> <p> 販売権 5～10年 自社利用のソフトウェア 主に5年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 売上割戻引当金 一部の連結子会社は販売済製品・商品に対する中間連結決算日後に予想される売上割戻しに備えるため、対象売上高に見込割戻率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>③ その他の引当金 当社および一部の国内連結子会社は、次の引当金を計上しております。 なお、次の各引当金がそれぞれ中間連結貸借対照表に与える影響は軽微であるため、中間連結貸借対照表上は「その他の引当金」としてまとめて表示しております。</p> <p>a) 返品調整引当金 販売済製品・商品の中間連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、中間連結決算日における売上債権残高に直近18カ月平均の返品率および当中間連結会計期間の利益率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>b) 返品廃棄損失引当金 販売済製品・商品の中間連結決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、中間連結決算日における売上債権残高に直近18カ月平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 売上割戻引当金 同左</p> <p>③ その他の引当金 同左</p> <p>a) 返品調整引当金 同左</p> <p>b) 返品廃棄損失引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 売上割戻引当金 一部の連結子会社は販売済製品・商品に対する連結決算日後に予想される売上割戻しに備えるため、対象売上高に見込割戻率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>③ その他の引当金 当社および一部の国内連結子会社は、次の引当金を計上しております。 なお、次の各引当金がそれぞれ連結貸借対照表に与える影響は軽微であるため、連結貸借対照表上は「その他の引当金」としてまとめて表示しております。</p> <p>a) 返品調整引当金 販売済製品・商品の連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および当連結会計年度の利益率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>b) 返品廃棄損失引当金 販売済製品・商品の連結決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 退職給付引当金 当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>当社および一部の連結子会社において発生した過去勤務債務は、5年の按分額を営業費用として処理しております。</p> <p>当社および一部の国内連結子会社において発生した数理計算上の差異は、償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から営業費用として処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、海外連結子会社等の資産および負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 当社および国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、海外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、海外連結子会社等の資産および負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>④ 退職給付引当金 当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>当社および一部の連結子会社において発生した過去勤務債務は、5年の按分額を営業費用として処理しております。</p> <p>当社および一部の国内連結子会社において発生した数理計算上の差異は、償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から営業費用として処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、海外連結子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 当社および一部の連結子会社は、繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a) ヘッジ手段 …為替予約取引</p> <p>b) ヘッジ対象 …営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)</p> <p>③ ヘッジ方針 当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 当社および一部の連結子会社は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当ているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	—	のれんおよび負ののれんは発生年度より5年間で均等償却しております。なお、一部の海外連結子会社は、所在地国の会計基準に基づいて処理しております。	同左
6 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期日の到来する、流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期日の到来する、流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は、526,064百万円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ294百万円減少しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は、552,464百万円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 改正平成18年5月31日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ294百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>—————</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において独立掲記しておりました営業外費用の「減価償却費」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の営業外費用の「減価償却費」は38百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間まで退職給付に係るキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付費用」および「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間より表示区分を見直し「退職給付引当金の増加(△減少)額」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額(△減少)額」は、1,641百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間末において無形固定資産に一括して表示しておりました「販売権」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当中間連結会計期間末より独立掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の無形固定資産に含まれている「販売権」は28,528百万円であります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、194,057百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。</p> <p>2 偶発債務 次のとおり債務の連帯保証を行っております。</p> <table border="1" data-bbox="220 428 568 537"> <thead> <tr> <th>被保証人</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>住宅資金借入</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 国庫補助金の圧縮記帳により、当中間連結会計期間末に有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、412百万円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="236 711 568 821"> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>166百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>226百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当中間連結会計期間末の残高に含まれております。</p> <table data-bbox="236 1039 568 1065"> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td>236百万円</td> </tr> </tbody> </table>	被保証人	種類	金額 (百万円)	従業員	住宅資金借入	113	建物及び構築物	19百万円	機械装置及び運搬具	166百万円	その他	226百万円	受取手形	236百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、204,298百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。</p> <p>2 偶発債務</p> <hr/> <p>※3</p> <hr/> <p>※4 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当中間連結会計期間末の残高に含まれております。</p> <table data-bbox="667 1039 999 1065"> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td>204百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取手形	204百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、198,334百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。</p> <p>2 偶発債務 次のとおり債務の連帯保証を行っております。</p> <table border="1" data-bbox="1088 428 1430 537"> <thead> <tr> <th>被保証人</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>住宅資金借入</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3</p> <hr/> <p>※4 連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度の残高に含まれております。</p> <table data-bbox="1088 1039 1430 1065"> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td>224百万円</td> </tr> </tbody> </table>	被保証人	種類	金額 (百万円)	従業員	住宅資金借入	110	受取手形	224百万円
被保証人	種類	金額 (百万円)																								
従業員	住宅資金借入	113																								
建物及び構築物	19百万円																									
機械装置及び運搬具	166百万円																									
その他	226百万円																									
受取手形	236百万円																									
受取手形	204百万円																									
被保証人	種類	金額 (百万円)																								
従業員	住宅資金借入	110																								
受取手形	224百万円																									

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																							
<p>※1 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="236 279 568 307"> <tr> <td>土地</td> <td>56百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="236 388 568 460"> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア等)</td> <td>389百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>164百万円</td> </tr> </table> <p>※3 減損損失</p> <p>当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権については個々にグルーピングしております。当中間連結会計期間において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="220 788 568 991"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>東京都豊島区</td> </tr> <tr> <td>賃貸資産</td> <td>有形固定資産 (その他)</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>機械装置及び 運搬具等</td> <td>埼玉県美里町 岐阜県各務原市</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業用資産および賃貸資産については収益性が悪化し、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当中間連結会計期間において計上した減損損失は45百万円であり、その主な内容は、機械装置及び運搬具31百万円等であります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率5.0～6.0%)または正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額、固定資産税評価額)を使用しております。</p>	土地	56百万円	無形固定資産 (ソフトウェア等)	389百万円	建物及び構築物	164百万円	用途	種類	場所	事業用資産	無形固定資産 (ソフトウェア)	東京都豊島区	賃貸資産	有形固定資産 (その他)	東京都千代田区	遊休資産	機械装置及び 運搬具等	埼玉県美里町 岐阜県各務原市	<p>※1 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 279 1003 307"> <tr> <td>土地</td> <td>33百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 388 1003 460"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>100百万円</td> </tr> </table> <p>※3 減損損失</p> <p>当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。当中間連結会計期間において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="655 788 1003 926"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸資産</td> <td>有形固定資産 (その他)</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>機械装置及び 運搬具等</td> <td>埼玉県美里町 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>賃貸資産については収益性が悪化し、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当中間連結会計期間において計上した減損損失は1百万円であり、その主な内容は、機械装置及び運搬具1百万円であります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率6%)または正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額を使用しております。</p>	土地	33百万円	建物及び構築物	93百万円	機械装置及び運搬具	100百万円	用途	種類	場所	賃貸資産	有形固定資産 (その他)	東京都千代田区	遊休資産	機械装置及び 運搬具等	埼玉県美里町 他	<p>※1 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1101 279 1433 307"> <tr> <td>土地</td> <td>199百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1101 388 1433 504"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>470百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他 (工具器具及び備品)</td> <td>146百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産その他 (ソフトウェア)</td> <td>352百万円</td> </tr> </table> <p>※3 減損損失</p> <p>当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。当連結会計年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1085 760 1433 1006"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>無形固定資産 (その他)等</td> <td>東京都豊島区 フランス</td> </tr> <tr> <td>賃貸資産</td> <td>有形固定資産 (その他)</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>投資その他の資産 (その他)等</td> <td>福井県越前町 他</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td>埼玉県美里町 岐阜県各務原市</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業用資産および賃貸資産については収益性が悪化し、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当連結会計年度において計上した減損損失は201百万円であり、その主な内容は、無形固定資産(その他)101百万円、投資その他の資産(その他)42百万円、機械装置及び運搬具36百万円等あります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率5%～8%)または正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額、固定資産税評価額等)を使用しております。</p>	土地	199百万円	建物及び構築物	470百万円	有形固定資産その他 (工具器具及び備品)	146百万円	無形固定資産その他 (ソフトウェア)	352百万円	用途	種類	場所	事業用資産	無形固定資産 (その他)等	東京都豊島区 フランス	賃貸資産	有形固定資産 (その他)	東京都千代田区	遊休資産	投資その他の資産 (その他)等	福井県越前町 他	機械装置及び 運搬具	埼玉県美里町 岐阜県各務原市
土地	56百万円																																																								
無形固定資産 (ソフトウェア等)	389百万円																																																								
建物及び構築物	164百万円																																																								
用途	種類	場所																																																							
事業用資産	無形固定資産 (ソフトウェア)	東京都豊島区																																																							
賃貸資産	有形固定資産 (その他)	東京都千代田区																																																							
遊休資産	機械装置及び 運搬具等	埼玉県美里町 岐阜県各務原市																																																							
土地	33百万円																																																								
建物及び構築物	93百万円																																																								
機械装置及び運搬具	100百万円																																																								
用途	種類	場所																																																							
賃貸資産	有形固定資産 (その他)	東京都千代田区																																																							
遊休資産	機械装置及び 運搬具等	埼玉県美里町 他																																																							
土地	199百万円																																																								
建物及び構築物	470百万円																																																								
有形固定資産その他 (工具器具及び備品)	146百万円																																																								
無形固定資産その他 (ソフトウェア)	352百万円																																																								
用途	種類	場所																																																							
事業用資産	無形固定資産 (その他)等	東京都豊島区 フランス																																																							
賃貸資産	有形固定資産 (その他)	東京都千代田区																																																							
遊休資産	投資その他の資産 (その他)等	福井県越前町 他																																																							
	機械装置及び 運搬具	埼玉県美里町 岐阜県各務原市																																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																						
1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項	1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項	1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発行済株式</th> <th>自己株式</th> </tr> <tr> <th>株式の種類</th> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前連結会計年度末株式数 (千株)</td> <td>296,566</td> <td>10,692</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間増加株式数 (千株)</td> <td>—</td> <td>2,011</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間減少株式数 (千株)</td> <td>—</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間末株式数 (千株)</td> <td>296,566</td> <td>12,568</td> </tr> </tbody> </table>		発行済株式	自己株式	株式の種類	普通株式	普通株式	前連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	10,692	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	—	2,011	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	—	134	当中間連結会計期間末株式数 (千株)	296,566	12,568	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発行済株式</th> <th>自己株式</th> </tr> <tr> <th>株式の種類</th> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前連結会計年度末株式数 (千株)</td> <td>296,566</td> <td>12,437</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間増加株式数 (千株)</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間減少株式数 (千株)</td> <td>—</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間末株式数 (千株)</td> <td>296,566</td> <td>12,404</td> </tr> </tbody> </table>		発行済株式	自己株式	株式の種類	普通株式	普通株式	前連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	12,437	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	—	10	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	—	43	当中間連結会計期間末株式数 (千株)	296,566	12,404	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発行済株式</th> <th>自己株式</th> </tr> <tr> <th>株式の種類</th> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前連結会計年度末株式数 (千株)</td> <td>296,566</td> <td>10,692</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度増加株式数 (千株)</td> <td>—</td> <td>2,023</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度減少株式数 (千株)</td> <td>—</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末株式数 (千株)</td> <td>296,566</td> <td>12,437</td> </tr> </tbody> </table>		発行済株式	自己株式	株式の種類	普通株式	普通株式	前連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	10,692	当連結会計年度増加株式数 (千株)	—	2,023	当連結会計年度減少株式数 (千株)	—	277	当連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	12,437
	発行済株式	自己株式																																																						
株式の種類	普通株式	普通株式																																																						
前連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	10,692																																																						
当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	—	2,011																																																						
当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	—	134																																																						
当中間連結会計期間末株式数 (千株)	296,566	12,568																																																						
	発行済株式	自己株式																																																						
株式の種類	普通株式	普通株式																																																						
前連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	12,437																																																						
当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	—	10																																																						
当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	—	43																																																						
当中間連結会計期間末株式数 (千株)	296,566	12,404																																																						
	発行済株式	自己株式																																																						
株式の種類	普通株式	普通株式																																																						
前連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	10,692																																																						
当連結会計年度増加株式数 (千株)	—	2,023																																																						
当連結会計年度減少株式数 (千株)	—	277																																																						
当連結会計年度末株式数 (千株)	296,566	12,437																																																						
<p>(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づく市場買付けによる自己株式の取得2,000千株と単元未満株式の買取り11千株によるものであります。</p> <p>2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。</p>	<p>(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。</p> <p>2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。</p>	<p>(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づく市場買付けによる自己株式の取得2,000千株と単元未満株式の買取り23千株によるものであります。</p> <p>2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。</p>																																																						
2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項	2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項	2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新株予約権の内訳</th> <th>当中間連結会計期間末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社</td> <td>ストック・オプションとしての新株予約権</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table>	区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)	当社	ストック・オプションとしての新株予約権	294	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新株予約権の内訳</th> <th>当中間連結会計期間末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社</td> <td>ストック・オプションとしての新株予約権</td> <td>556</td> </tr> </tbody> </table>	区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)	当社	ストック・オプションとしての新株予約権	556	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新株予約権の内訳</th> <th>当連結会計年度末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社</td> <td>ストック・オプションとしての新株予約権</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table>	区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)	当社	ストック・オプションとしての新株予約権	294																																				
区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)																																																						
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	294																																																						
区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)																																																						
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	556																																																						
区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)																																																						
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	294																																																						
3 配当に関する事項	3 配当に関する事項	3 配当に関する事項																																																						
<p>(1) 配当金支払額</p> <p>平成18年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>① 配当金額の総額 14,293百万円</p> <p>② 1株当たり配当額 50.00円</p> <p>③ 基準日 平成18年3月31日</p> <p>④ 効力発生日 平成18年5月30日</p> <p>(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの</p> <p>平成18年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>① 配当金額の総額 15,619百万円</p> <p>② 配当の原資 利益剰余金</p> <p>③ 1株当たり配当額 55.00円</p> <p>④ 基準日 平成18年9月30日</p> <p>⑤ 効力発生日 平成18年11月22日</p>	<p>(1) 配当金支払額</p> <p>平成19年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>① 配当金額の総額 18,468百万円</p> <p>② 1株当たり配当額 65.00円</p> <p>③ 基準日 平成19年3月31日</p> <p>④ 効力発生日 平成19年5月28日</p> <p>(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの</p> <p>平成19年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>① 配当金額の総額 18,470百万円</p> <p>② 配当の原資 利益剰余金</p> <p>③ 1株当たり配当額 65.00円</p> <p>④ 基準日 平成19年9月30日</p> <p>⑤ 効力発生日 平成19年11月20日</p>	<p>(1) 配当金支払額</p> <p>①平成18年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>a) 配当金額の総額 14,293百万円</p> <p>b) 1株当たり配当額 50.00円</p> <p>c) 基準日 平成18年3月31日</p> <p>d) 効力発生日 平成18年5月30日</p> <p>②平成18年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>a) 配当金額の総額 15,619百万円</p> <p>b) 1株当たり配当額 55.00円</p> <p>c) 基準日 平成18年9月30日</p> <p>d) 効力発生日 平成18年11月22日</p> <p>(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が連結会計年度末後となるもの</p> <p>①平成19年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。</p> <p>・普通株式の配当に関する事項</p> <p>a) 配当金額の総額 18,468百万円</p> <p>b) 配当の原資 利益剰余金</p> <p>c) 1株当たり配当額 65.00円</p> <p>d) 基準日 平成19年3月31日</p> <p>e) 効力発生日 平成19年5月28日</p>																																																						

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																				
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>74,426百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>107,868百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他</td> <td>11,527百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>193,822百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金等</td> <td>△2,191百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等</td> <td>△6,123百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の流動資産のその他</td> <td>△10,527百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>174,979百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	74,426百万円	有価証券勘定	107,868百万円	流動資産のその他	11,527百万円	<hr/>		小計	193,822百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,191百万円	取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△6,123百万円	現金同等物以外の流動資産のその他	△10,527百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	174,979百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>66,915百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>84,568百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>151,483百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金等</td> <td>△2,183百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等</td> <td>△8,349百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>140,950百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	66,915百万円	有価証券勘定	84,568百万円	<hr/>		小計	151,483百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,183百万円	取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△8,349百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	140,950百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>89,775百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>90,279百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>180,054百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金等</td> <td>△2,133百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等</td> <td>△6,830百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>171,090百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	89,775百万円	有価証券勘定	90,279百万円	<hr/>		小計	180,054百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,133百万円	取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△6,830百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	171,090百万円
現金及び預金勘定	74,426百万円																																																					
有価証券勘定	107,868百万円																																																					
流動資産のその他	11,527百万円																																																					
<hr/>																																																						
小計	193,822百万円																																																					
預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,191百万円																																																					
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△6,123百万円																																																					
現金同等物以外の流動資産のその他	△10,527百万円																																																					
<hr/>																																																						
現金及び現金同等物	174,979百万円																																																					
現金及び預金勘定	66,915百万円																																																					
有価証券勘定	84,568百万円																																																					
<hr/>																																																						
小計	151,483百万円																																																					
預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,183百万円																																																					
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△8,349百万円																																																					
<hr/>																																																						
現金及び現金同等物	140,950百万円																																																					
現金及び預金勘定	89,775百万円																																																					
有価証券勘定	90,279百万円																																																					
<hr/>																																																						
小計	180,054百万円																																																					
預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,133百万円																																																					
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△6,830百万円																																																					
<hr/>																																																						
現金及び現金同等物	171,090百万円																																																					

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
(借主側)	(借主側)	(借主側)																																																												
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>225</td> <td>83</td> <td>—</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品等)</td> <td>3,509</td> <td>1,434</td> <td>16</td> <td>2,058</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,734</td> <td>1,518</td> <td>16</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	225	83	—	141	その他(工具器具及び備品等)	3,509	1,434	16	2,058	合計	3,734	1,518	16	2,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>530</td> <td>129</td> <td>—</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品等)</td> <td>3,598</td> <td>2,120</td> <td>16</td> <td>1,461</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,128</td> <td>2,250</td> <td>16</td> <td>1,862</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	530	129	—	400	その他(工具器具及び備品等)	3,598	2,120	16	1,461	合計	4,128	2,250	16	1,862	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>335</td> <td>81</td> <td>—</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品等)</td> <td>3,617</td> <td>1,733</td> <td>16</td> <td>1,867</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,952</td> <td>1,814</td> <td>16</td> <td>2,121</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	335	81	—	254	その他(工具器具及び備品等)	3,617	1,733	16	1,867	合計	3,952	1,814	16	2,121
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械装置及び運搬具	225	83	—	141																																																										
その他(工具器具及び備品等)	3,509	1,434	16	2,058																																																										
合計	3,734	1,518	16	2,200																																																										
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械装置及び運搬具	530	129	—	400																																																										
その他(工具器具及び備品等)	3,598	2,120	16	1,461																																																										
合計	4,128	2,250	16	1,862																																																										
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械装置及び運搬具	335	81	—	254																																																										
その他(工具器具及び備品等)	3,617	1,733	16	1,867																																																										
合計	3,952	1,814	16	2,121																																																										
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 982百万円 1年超 1,266百万円 合計 2,248百万円 リース資産 減損勘定の残高 9百万円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 894百万円 1年超 1,004百万円 合計 1,899百万円 リース資産 減損勘定の残高 5百万円	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,069百万円 1年超 1,102百万円 合計 2,172百万円 リース資産 減損勘定の残高 7百万円																																																												
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失 支払リース料 594百万円 リース資産 2百万円 減損勘定の取崩額 減価償却費相当額 562百万円 支払利息相当額 38百万円 減損損失 ー百万円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失 支払リース料 614百万円 リース資産 2百万円 減損勘定の取崩額 減価償却費相当額 584百万円 支払利息相当額 26百万円 減損損失 ー百万円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失 支払リース料 1,161百万円 リース資産 4百万円 減損勘定の取崩額 減価償却費相当額 1,095百万円 支払利息相当額 73百万円 減損損失 ー百万円																																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																												
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1,417百万円 1年超 12,572百万円 合計 13,989百万円	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1,818百万円 1年超 12,940百万円 合計 14,758百万円	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 2,204百万円 1年超 13,790百万円 合計 15,994百万円																																																												

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																		
<p>(貸主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額および中間期末残高</p> <table border="1" data-bbox="188 362 564 585"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器具 及び備品)</td> <td>34</td> <td>13</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34</td> <td>13</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="220 628 564 716"> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料および減価償却費</p> <table data-bbox="236 956 564 1011"> <tr> <td>受取リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	その他 (工具器具 及び備品)	34	13	21	合計	34	13	21	1年内	5百万円	1年超	20百万円	合計	26百万円	受取リース料	2百万円	減価償却費	3百万円	<p>(貸主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額および中間期末残高</p> <table border="1" data-bbox="619 362 995 585"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器具 及び備品)</td> <td>104</td> <td>40</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>104</td> <td>40</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="651 628 995 716"> <tr> <td>1年内</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>84百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料および減価償却費</p> <table data-bbox="667 956 995 1011"> <tr> <td>受取リース料</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>14百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	その他 (工具器具 及び備品)	104	40	64	合計	104	40	64	1年内	20百万円	1年超	63百万円	合計	84百万円	受取リース料	10百万円	減価償却費	14百万円	<p>(貸主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額および期末残高</p> <table border="1" data-bbox="1050 362 1426 585"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器具 及び備品)</td> <td>61</td> <td>25</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>61</td> <td>25</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1082 628 1426 716"> <tr> <td>1年内</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 受取リース料および減価償却費</p> <table data-bbox="1098 956 1426 1011"> <tr> <td>受取リース料</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>15百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	その他 (工具器具 及び備品)	61	25	36	合計	61	25	36	1年内	11百万円	1年超	37百万円	合計	48百万円	受取リース料	7百万円	減価償却費	15百万円
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																																																	
その他 (工具器具 及び備品)	34	13	21																																																																	
合計	34	13	21																																																																	
1年内	5百万円																																																																			
1年超	20百万円																																																																			
合計	26百万円																																																																			
受取リース料	2百万円																																																																			
減価償却費	3百万円																																																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																																																	
その他 (工具器具 及び備品)	104	40	64																																																																	
合計	104	40	64																																																																	
1年内	20百万円																																																																			
1年超	63百万円																																																																			
合計	84百万円																																																																			
受取リース料	10百万円																																																																			
減価償却費	14百万円																																																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																																	
その他 (工具器具 及び備品)	61	25	36																																																																	
合計	61	25	36																																																																	
1年内	11百万円																																																																			
1年超	37百万円																																																																			
合計	48百万円																																																																			
受取リース料	7百万円																																																																			
減価償却費	15百万円																																																																			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	27,232	26,886	△345
(3) その他	21,349	21,410	61
合計	48,582	48,297	△284

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	36,949	67,849	30,899
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
(3) その他	5,455	5,437	△18
合計	42,405	73,286	30,880

(注) 当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のある株式について減損処理は行っていません。なお、株式の減損に当たっては、回復可能性があると思われる場合を除き、当中間連結会計期間末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると思われる場合を除き、当中間連結会計期間末における時価の下落率が期首取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末の時価ならびに当中間連結会計期間中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

3 時価のない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券	—百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	4,008百万円
MMF等	72,364百万円
優先出資証券	1,000百万円
非上場債券等	20,411百万円

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	20,458	20,131	△326
(3) その他	12,165	12,237	72
合計	32,623	32,368	△254

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	37,233	58,316	21,083
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
(3) その他	1,762	1,757	△5
合計	38,995	60,073	21,078

(注) 当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のある株式について減損処理は行っていません。なお、株式の減損に当たっては、回復可能性があると思われる場合を除き、当中間連結会計期間末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると思われる場合を除き、当中間連結会計期間末における時価の下落率が期首取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当中間連結会計期間末の時価ならびに当中間連結会計期間中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

3 時価のない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券	—百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	3,685百万円
MMF等	65,150百万円
非上場債券等	11,084百万円

前連結会計年度(平成19年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	23,075	22,784	△291
(3) その他	12,198	12,262	64
合計	35,273	35,046	△226

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	43,220	77,064	33,843
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
(3) その他	1,271	1,268	△3
合計	44,491	78,332	33,840

(注) 当連結会計年度においては、その他有価証券のうち時価のある株式について減損処理を行っておりません。
 なお、株式の減損に当たっては、回復可能性があると思われる場合を除き、当連結会計年度末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると思われる場合を除き、当連結会計年度末における時価の下落率が期首取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当連結会計年度末の時価ならびに当連結会計年度中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

3 時価のない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券	—百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	3,692百万円
MMF等	75,226百万円
優先出資証券	1,000百万円
非上場債券等	8,243百万円

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況
前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

[通貨関連]

取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	12,286	—	12,575	△289
ユーロ	58	—	59	△1
合計	—	—	—	△290

(注) 1 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

2 ヘッジ会計を適用している取引については、開示の対象から除いております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

[通貨関連]

取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	15,621	—	15,415	206
合計	—	—	—	206

(注) 1 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

2 ヘッジ会計を適用している取引については、開示の対象から除いております。

前連結会計年度(平成19年3月31日)

[通貨関連]

取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	14,469	—	14,301	168
ユーロ	1,043	—	1,050	△7
合計	—	—	—	161

(注) 1 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

2 ヘッジ会計を適用している取引については、開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

売上原価	19百万円
販売費及び一般管理費	
「給与・賞与」	179百万円
「研究開発費」	95百万円
合計	294百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役 10名、当社執行役 22名、当社使用人 32名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 254,000株
付与日	平成18年7月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年7月10日～平成28年6月23日
権利行使価格	5,300円
付与日における公正な評価単価	1,161円

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

売上原価	18百万円
販売費及び一般管理費	242百万円
合計	261百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役 10名、当社執行役 24名、当社使用人 32名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 264,000株
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年7月9日～平成29年6月22日
権利行使価格	5,480円
付与日における公正な評価単価	991円

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額および科目名

売上原価	19百万円
販売費及び一般管理費	275百万円
合計	294百万円

2 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

会社名 決議年月日	当社 平成12年6月29日	当社 平成13年6月28日	当社 平成14年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 9名 当社使用人 16名	当社取締役 7名 当社使用人 35名	当社取締役 4名 当社使用人 37名
ストック・オプション数(注)	普通株式 142,000株	普通株式 180,000株	普通株式 175,000株
付与日	平成12年9月1日	平成13年8月1日	平成14年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成12年9月1日～ 平成22年6月29日	平成13年9月3日～ 平成23年6月28日	平成14年7月1日～ 平成24年6月27日
権利行使価格	3,090円	2,668円	3,165円
付与日における公正な評価単価	—	—	—

会社名 決議年月日	当社 平成15年6月24日	当社 平成16年6月24日	当社 平成17年6月24日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 7名 当社使用人 43名	当社取締役 11名 当社執行役 18名 当社使用人 27名	当社取締役 11名 当社執行役 20名 当社使用人 31名
ストック・オプション数(注)	普通株式 210,000株	普通株式 238,000株	普通株式 262,000株
付与日	平成15年7月1日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	平成15年7月1日～ 平成25年6月24日	平成16年7月1日～ 平成26年6月24日	平成19年7月1日～ 平成27年6月24日
権利行使価格	2,520円	3,170円	3,820円
付与日における公正な評価単価	—	—	—

会社名 決議年月日	当社 平成18年6月23日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 10名 当社執行役 22名 当社使用人 32名
ストック・オプション数(注)	普通株式 254,000株
付与日	平成18年7月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日
権利行使価格	5,300円
付与日における公正な評価単価	1,161円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

株式取得による会社等の買収

(1) 企業結合の概要

- | | |
|----------------|--|
| ① 取得した相手企業の名称 | モルフォテック社(米国) |
| ② 事業の内容 | 抗体医薬の研究開発 |
| ③ 株式取得を行った主な理由 | バイオロジクス(生物学的製剤)分野への本格参入とがん領域をはじめとする抗体治療薬創出の充実をはかるため |
| ④ 株式取得日 | 平成19年4月16日(米国時間) |
| ⑤ 株式取得の法的形式 | 当社の連結子会社である米州統括会社エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(以下、E C Aという)はエムエービー・アクイジション・コーポレーション(合併準備会社、以下M A Cという)を100%子会社として設立し、モルフォテック社を存続会社とする同社との合併を行いました。M A Cは旧モルフォテック社の株主に対し、合併時の対価として全額現金を支払う方法により、モルフォテック社をE C Aの100%子会社といたしました。 |
| ⑥ 買収後企業の名称 | モルフォテック・インク |
| ⑦ 取得した議決権比率 | 100% |

(2) 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

自 平成19年4月16日 至 平成19年9月30日

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	350百万米ドル
取得に直接要した支出	6百万米ドル
上記の費用は現金により支出しております。	

(4) 企業結合により受け入れた資産および負債

資産	現金及び現金同等物	26百万米ドル
	有形固定資産	4百万米ドル
	無形固定資産	505百万米ドル
	繰延税金資産	28百万米ドル
	その他の資産	0百万米ドル
	<hr/>	
	資産計	565百万米ドル
負債	繰延税金負債	202百万米ドル
	その他の負債	13百万米ドル
	<hr/>	
	負債計	216百万米ドル
差引		350百万米ドル

(5) 取得原価のうち研究開発費に配分され費用処理された金額およびその科目名

金額	5百万米ドル
科目名	研究開発費

(6) 取得原価のうち無形固定資産に配分された金額および種類別の償却期間

無形固定資産(技術資産)	500百万米ドル
償却期間	20年
無形固定資産(その他)	5百万米ドル
償却期間	5年

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	308,866	10,523	319,389	—	319,389
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	118	8,673	8,792	(8,792)	—
計	308,984	19,196	328,181	(8,792)	319,389
営業費用	258,269	18,256	276,526	(6,780)	269,746
営業利益	50,714	940	51,655	(2,011)	49,643

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	351,449	11,368	362,817	—	362,817
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	95	9,215	9,310	(9,310)	—
計	351,544	20,583	372,127	(9,310)	362,817
営業費用	293,337	19,594	312,932	(7,175)	305,756
営業利益	58,206	989	59,195	(2,134)	57,061

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	652,936	21,175	674,111	—	674,111
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	230	21,198	21,428	(21,428)	—
計	653,167	42,373	695,540	(21,428)	674,111
営業費用	545,107	40,662	585,770	(16,922)	568,848
営業利益	108,059	1,710	109,769	(4,506)	105,263

(注) 1 当連結グループの事業区分は、医療用医薬品を中心とする「医薬品分野」とこれに属さない「その他の分野」であります。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
医薬品分野	医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等
その他の分野	食品添加物、化学品、製薬用機械、その他

- 3 営業費用のうち、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、親会社の本社管理費等であります。

前中間連結会計期間	2,011百万円
当中間連結会計期間	2,148百万円
前連結会計年度	4,525百万円

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	143,496	139,130	26,478	10,284	319,389	—	319,389
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	39,694	17,610	8,685	2	65,992	(65,992)	—
計	183,190	156,740	35,164	10,286	385,381	(65,992)	319,389
営業費用	149,077	143,490	33,147	8,438	334,154	(64,408)	269,746
営業利益	34,112	13,250	2,016	1,848	51,227	(1,584)	49,643

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	157,401	164,182	27,279	13,953	362,817	—	362,817
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	51,818	23,991	12,361	35	88,206	(88,206)	—
計	209,220	188,173	39,640	13,989	451,024	(88,206)	362,817
営業費用	163,376	178,454	38,751	10,875	391,457	(85,701)	305,756
営業利益	45,843	9,719	888	3,114	59,566	(2,505)	57,061

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	292,222	303,411	54,774	23,703	674,111	—	674,111
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	86,303	36,896	18,302	10	141,513	(141,513)	—
計	378,526	340,307	73,077	23,714	815,625	(141,513)	674,111
営業費用	305,723	311,545	69,017	19,693	705,980	(137,131)	568,848
営業利益	72,802	28,761	4,059	4,021	109,644	(4,381)	105,263

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

① 北 米：米国、カナダ

② 欧 州：英国、フランス、ドイツ等

③ アジア他：東アジア・東南アジア諸国および中南米諸国等

3 日本におけるセグメント間の内部売上高は、主として親会社からの海外子会社に対する製品売上高等であります。また、北米、欧州、アジア他におけるセグメント間の内部売上高は、主として海外研究開発子会社の親会社への売上高であります。

4 営業費用のうち、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、親会社の本社管理費等であります。

前中間連結会計期間 2,011百万円

当中間連結会計期間 2,148百万円

前連結会計年度 4,525百万円

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	143,382	34,111	11,847	189,341
II 連結売上高(百万円)				319,389
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	44.9	10.7	3.7	59.3

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	169,474	36,951	15,776	222,202
II 連結売上高(百万円)				362,817
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	46.7	10.2	4.3	61.2

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	312,005	72,218	26,541	410,765
II 連結売上高(百万円)				674,111
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	46.3	10.7	3.9	60.9

- (注) 1 地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国または地域
 ① 北 米：米国、カナダ
 ② 欧 州：英国、フランス、ドイツ等
 ③ アジア他：東アジア・東南アジア諸国および中南米諸国等
 3 海外売上高は当連結グループの本邦以外の国または地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1,852円35銭	1,985円73銭	1,944円41銭
1株当たり 中間(当期)純利益	113円82銭	138円49銭	247円85銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	113円65銭	138円34銭	247円47銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
(1) 中間(当期)純利益 (百万円)	32,509	39,351	70,614
(2) 普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
(3) 普通株式に係る 中間(当期)純利益 (百万円)	32,509	39,351	70,614
(4) 普通株式の期中平均株式数 (千株)	285,636	284,139	284,911
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
普通株式増加数 (千株)	412	320	431
(うち新株引受権) (千株)	(110)	(62)	(100)
(うち新株予約権) (千株)	(302)	(257)	(331)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	平成19年6月22日定時株主総会および取締役会決議による新株予約権(新株予約権の数2,640個)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況、②新株予約権」に記載のとおりであります。	—————

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>				
<p>ライガンド社からの抗がん剤4品目の製品買収契約が、平成18年10月25日(米国時間)に発効いたしました。</p> <p>製品買収の一時金およびたな卸資産の対価として、連結子会社のエーザイ・インクおよび当社は205百万米ドルを支払いました。また、エーザイ・インクはライガンド社の一部の従業員を採用いたしました。</p>	<p>株式交換による三光純薬㈱の完全子会社化 平成19年6月21日開催の三光純薬㈱株主総会にて承認された当社との株式交換契約に基づき、同社は同年10月1日付で株式交換により、当社の完全子会社となりました。</p> <p>1. 結合当事企業の名称およびその事業内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称およびその事業内容</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>三光純薬株式会社</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>臨床検査薬、研究用試薬、医療機器等の製造、販売、輸入</td> </tr> </table> <p>(2) 企業結合の法的形式 株式交換による三光純薬㈱の完全子会社化</p> <p>(3) 取引の目的を含む取引の概要 既存の診断薬事業の強化および遺伝子シグナル増幅技術PALSAR法(バルサー法/Probe alternation link self-assembly reaction)の事業化等の挑戦的な分野への進出において、グループ全体の経営資源を積極的に活用し効率的かつ迅速な開発を進めるため、同社は平成19年10月1日付で株式交換により、当社の完全子会社となりました。</p> <p>なお、平成19年11月に三光純薬㈱の株式1株に対して、エーザイ㈱の株式0.085株を割当て交付いたしました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 本株式交換に係る会計処理は、「企業結合に係る会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づく「共通支配下の取引等」に該当し、当該取引により負のれんの金額が、1,624百万円計上されます。当該負のれんは、5年間で均等償却する予定であります。</p>	名称	三光純薬株式会社	事業内容	臨床検査薬、研究用試薬、医療機器等の製造、販売、輸入	<p>1 株式取得による会社等の買収</p> <p>(1) 買収の概要および目的 当社100%子会社である米州統括会社エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(以下、ECAという)は、平成19年4月16日(米国時間)に発効した米国モルフォテック社の買収契約に基づき、同日、同社株式を取得して100%子会社といたしました。当該買収の目的は、当社グループのバイオロジクス分野への本格参入とがん領域をはじめとする抗体治療薬創出の充実をはかるためであります。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 モルフォテック社の全株主</p> <p>(3) 買収する会社の名称、事業内容、規模 名称 モルフォテック社(米国) 事業内容 抗体医薬の研究開発 規模 ①従業員数 45名 ②総資産額 41百万米ドル ③純資産額 26百万米ドル ④売上高 0百万米ドル ⑤当期純損失 20百万米ドル 上記のドル建金額は、モルフォテック社の平成18年度(1月1日から12月31日まで)の監査済財務諸表の記載に基づくものであります。</p> <p>(4) 株式取得の時期 平成19年4月16日(米国時間)</p> <p>(5) 取得価額および取得後の持分比率 取得価額 350百万米ドル(付随費用を除く) モルフォテック社の全株式を取得し、取得後の持分比率は100%となります。</p> <p>(6) 支払資金の調達および支払方法 ECAはエムエービー・アクイジション・コーポレーション(合併準備会社)を平成19年3月に100%子会社として設立し、モルフォテック社を存続会社とする同社との合併を行いました。旧モルフォテック社の株主に対し、合併時の対価として全額現金を支払う方法により、モルフォテック社をECAの100%子会社といたしました。</p> <p>なお、モルフォテック社の株主に対する支払資金は、ECAからの増資資金により充当しております。</p>
名称	三光純薬株式会社					
事業内容	臨床検査薬、研究用試薬、医療機器等の製造、販売、輸入					

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(7) 取得後の所有関係 (合併時)</p> <p>(合併後)</p> <p>2 株式交換による完全子会社化 当社と連結子会社である三光純薬㈱は、平成19年4月、当社が三光純薬㈱を株式交換により完全子会社化することに合意し、株式交換契約を締結いたしました。現在、当社は三光純薬㈱株式の50.59%を有しておりますが、平成19年6月21日に三光純薬㈱の株主総会において、同社は同年10月1日付で株式交換により、当社の完全子会社となることが決議されました。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		44,313		23,091		43,426	
2 受取手形	※5	2,776		1,966		2,952	
3 売掛金		117,495		130,835		124,040	
4 有価証券		32,465		17,922		8,114	
5 たな卸資産		28,389		31,817		30,975	
6 繰延税金資産		15,658		19,036		16,650	
7 その他		16,605		18,839		19,494	
流動資産合計		257,704	46.1	243,508	42.5	245,655	42.8
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	※1 ※4	43,205		42,019		42,226	
(2) 土地		10,369		11,208		11,200	
(3) その他	※1 ※4	25,381		25,449		26,925	
有形固定資産合計		78,956	14.1	78,677	13.8	80,352	14.0
2 無形固定資産		25,016	4.5	32,610	5.7	30,253	5.3
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		102,532		82,970		103,424	
(2) 関係会社株式		57,634		89,279		77,228	
(3) 繰延税金資産		29,106		36,738		28,960	
(4) その他		11,642		12,281		11,366	
(5) 貸倒引当金		△3,600		△3,477		△3,539	
投資その他の資産合計		197,315	35.3	217,792	38.0	217,441	37.9
固定資産合計		301,288	53.9	329,081	57.5	328,046	57.2
資産合計		558,992	100.0	572,589	100.0	573,702	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形		67		105		62	
2 買掛金		6,628		5,774		7,551	
3 未払金		20,012		23,205		26,014	
4 未払費用		16,907		16,342		17,667	
5 未払法人税等		16,081		20,350		15,257	
6 返品調整引当金		389		274		376	
7 返品廃棄損失引当金		262		222		245	
8 その他	※3	9,185		10,476		9,688	
流動負債合計		69,535	12.4	76,752	13.4	76,864	13.4
II 固定負債							
1 退職給付引当金		30,058		24,470		28,221	
2 役員退職慰労引当金		966		1,113		1,073	
固定負債合計		31,024	5.6	25,584	4.5	29,295	5.1
負債合計		100,559	18.0	102,336	17.9	106,160	18.5
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		44,985	8.0	44,985	7.9	44,985	7.9
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		55,222		55,222		55,222	
資本剰余金合計		55,222	9.9	55,222	9.6	55,222	9.6
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		7,899		7,899		7,899	
(2) その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金		121		126		126	
別途積立金		337,880		337,880		337,880	
繰越利益剰余金		37,060		53,732		44,026	
利益剰余金合計		382,962	68.5	399,639	69.8	389,932	68.0
4 自己株式		△42,631	△7.6	△42,129	△7.4	△42,219	△7.4
株主資本合計		440,540	78.8	457,718	79.9	447,921	78.1
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		17,598	3.2	11,887	2.1	19,325	3.3
2 繰延ヘッジ損益		—	—	91	0.0	—	—
評価・換算差額等合計		17,598	3.2	11,978	2.1	19,325	3.3
III 新株予約権		294	0.0	556	0.1	294	0.1
純資産合計		458,433	82.0	470,253	82.1	467,541	81.5
負債純資産合計		558,992	100.0	572,589	100.0	573,702	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			170,113	100.0		194,878	100.0		351,647	100.0
II 売上原価			39,942	23.5		39,183	20.1		80,149	22.8
売上総利益			130,171	76.5		155,694	79.9		271,497	77.2
返品調整引当金 繰入(△戻入)額			△48	△0.0		△102	△0.0		△61	△0.0
差引売上総利益			130,219	76.5		155,797	79.9		271,558	77.2
III 販売費及び一般管理費										
1 研究開発費		51,726			61,874			106,378		
2 販売費・一般管理費		48,141	99,868	58.7	52,182	114,057	58.5	100,154	206,532	58.7
営業利益			30,351	17.8		41,740	21.4		65,026	18.5
IV 営業外収益	※1		1,177	0.7		999	0.5		1,878	0.5
V 営業外費用	※2		786	0.4		792	0.4		1,230	0.3
経常利益			30,742	18.1		41,947	21.5		65,674	18.7
VI 特別利益	※3		800	0.5		2,215	1.1		2,437	0.7
VII 特別損失	※4		631	0.4		1,066	0.5		1,738	0.5
税引前中間(当期) 純利益			30,912	18.2		43,096	22.1		66,374	18.9
法人税、住民税及び 事業税		15,594			19,963			30,437		
法人税等調整額		△4,819	10,774	6.4	△5,044	14,918	7.6	△6,866	23,570	6.7
中間(当期)純利益			20,137	11.8		28,178	14.5		42,803	12.2

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
				固定資 産圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
前事業年度末残高 (平成18年3月31日) (百万円)	44,985	55,222	7,899	122	323,880	45,234	377,137	△31,913	445,432
当中間会計期間変動額									
剰余金の配当						△14,293	△14,293		△14,293
固定資産圧縮積立金の取崩				△0		0	—		—
別途積立金の積立					14,000	△14,000	—		—
中間純利益						20,137	20,137		20,137
自己株式の処分差損						△18	△18		△18
自己株式の取得								△11,119	△11,119
自己株式の処分								401	401
株主資本以外の項目の 当中間会計期間変動額(純額)									
当中間会計期間変動額合計 (百万円)	—	—	—	△0	14,000	△8,174	5,825	△10,717	△4,892
当中間会計期間末残高 (平成18年9月30日) (百万円)	44,985	55,222	7,899	121	337,880	37,060	382,962	△42,631	440,540

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
前事業年度末残高 (平成18年3月31日) (百万円)	19,779	—	465,211
当中間会計期間変動額			
剰余金の配当			△14,293
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
中間純利益			20,137
自己株式の処分差損			△18
自己株式の取得			△11,119
自己株式の処分			401
株主資本以外の項目の 当中間会計期間変動額(純額)	△2,180	294	△1,886
当中間会計期間変動額合計 (百万円)	△2,180	294	△6,778
当中間会計期間末残高 (平成18年9月30日) (百万円)	17,598	294	458,433

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
前事業年度末残高 (平成19年3月31日) (百万円)	44,985	55,222	7,899	126	337,880	44,026	389,932	△42,219	447,921
当中間会計期間変動額									
剰余金の配当						△18,468	△18,468		△18,468
中間純利益						28,178	28,178		28,178
自己株式の処分						△3	△3	148	145
自己株式の取得								△57	△57
株主資本以外の項目の 当中間会計期間変動額(純額)									
当中間会計期間変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	9,706	9,706	90	9,797
当中間会計期間末残高 (平成19年9月30日) (百万円)	44,985	55,222	7,899	126	337,880	53,732	399,639	△42,129	457,718

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
前事業年度末残高 (平成19年3月31日) (百万円)	19,325	-	19,325	294	467,541
当中間会計期間変動額					
剰余金の配当					△18,468
中間純利益					28,178
自己株式の処分					145
自己株式の取得					△57
株主資本以外の項目の 当中間会計期間変動額(純額)	△7,437	91	△7,346	261	△7,085
当中間会計期間変動額合計 (百万円)	△7,437	91	△7,346	261	2,711
当中間会計期間末残高 (平成19年9月30日) (百万円)	11,887	91	11,978	556	470,253

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
				固定資 産圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
前事業年度末残高 (平成18年3月31日) (百万円)	44,985	55,222	7,899	122	323,880	45,234	377,137	△31,913	445,432
当事業年度変動額									
剰余金の配当(注1)						△14,293	△14,293		△14,293
剰余金の配当(注2)						△15,619	△15,619		△15,619
固定資産圧縮積立金の取崩(注1)				△0		0	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩				△8		8	—		—
固定資産圧縮積立金の積立				12		△12	—		—
別途積立金の積立(注1)					14,000	△14,000	—		—
当期純利益						42,803	42,803		42,803
自己株式の処分差損						△94	△94		△94
自己株式の取得								△11,194	△11,194
自己株式の処分								887	887
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)									
当事業年度変動額合計 (百万円)	—	—	—	3	14,000	△1,208	12,795	△10,306	2,488
当事業年度末残高 (平成19年3月31日) (百万円)	44,985	55,222	7,899	126	337,880	44,026	389,932	△42,219	447,921

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
前事業年度末残高 (平成18年3月31日) (百万円)	19,779	—	465,211
当事業年度変動額			
剰余金の配当(注1)			△14,293
剰余金の配当(注2)			△15,619
固定資産圧縮積立金の取崩(注1)			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の積立			—
別途積立金の積立(注1)			—
当期純利益			42,803
自己株式の処分差損			△94
自己株式の取得			△11,194
自己株式の処分			887
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	△453	294	△158
当事業年度変動額合計 (百万円)	△453	294	2,329
当事業年度末残高 (平成19年3月31日) (百万円)	19,325	294	467,541

(注) 1 平成18年5月の取締役会決議による利益処分項目であります。

2 平成18年10月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準および評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 …償却原価法(定額法) 子会社株式および 関連会社株式 …移動平均法による 原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価 格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資 産直入法により処理 し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による 原価法</p> <p>(2) デリバティブ…時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製品、商品、半製品、仕掛 品、原材料、貯蔵品 …総平均法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ…同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 …償却原価法(定額法) 子会社株式および 関連会社株式 …移動平均法による 原価法 その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格等 に基づく時価法(評 価差額は全部純資産 直入法により処理 し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による 原価法</p> <p>(2) デリバティブ…同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しておりま す。なお、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 15～50年 機械及び装置 6～7年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しておりま す。なお、自社利用のソフト ウェアについては、社内にお ける利用可能期間(主に5年) に基づく定額法を採用してお ります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しておりま す。なお、主な償却期間は次 のとおりであります。 販売権 5～10年 自社利用の ソフトウェア 主に5年</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒 れによる損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については、個別に 回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しておりま す。</p> <p>(2) 返品調整引当金 販売済製品・商品の中間決 算日後に予想される返品によ る損失に備えるため、中間決 算日における売上債権残高に 直近18カ月平均の返品率およ び当中間会計期間の利益率を 乗じた金額を計上しておりま す。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 販売済製品・商品の期末日 後に予想される返品による損 失に備えるため、期末売上債 権残高に直近2事業年度平均 の返品率および当事業年度の 利益率を乗じた金額を計上し ております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 返品廃棄損失引当金 販売済製品・商品の中間決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、中間決算日における売上債権残高に直近18カ月平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は5年の按分額を営業費用として処理しております。 数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌事業年度から営業費用として処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しております。</p>	<p>(3) 返品廃棄損失引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3) 返品廃棄損失引当金 販売済製品・商品の期末日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、期末日において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は5年の按分額を営業費用として処理しております。 数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生した事業年度の翌事業年度から営業費用として処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>① ヘッジ手段 …為替予約取引</p> <p>② ヘッジ対象 …営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、458,138百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間末における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより税引前中間純利益は294百万円減少しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、467,246百万円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 改正 平成18年5月31日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ294百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>1 前中間会計期間末において独立掲記しておりました「保険積立金」は、資産の総額の100分の5以下になったため、当中間会計期間末においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末の「保険積立金」は3,516百万円であります。</p> <p>2 前中間会計期間末において「その他の引当金」に含めて表示しておりました「返品調整引当金」および「返品廃棄損失引当金」は、当中間会計期間末より独立掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「返品調整引当金」および「返品廃棄損失引当金」の金額はそれぞれ413百万円、345百万円であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、154,784百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。</p> <p>2 偶発債務 当社従業員の金融機関からの住宅資金借入金に対して、連帯保証を行っております。 113百万円</p> <p>エーザイ・マシナリー・ゲーエムベーハーのオフィス賃借に対して、連帯保証を行っております。 1百万円 (9千ユーロ)</p> <p>(注)上記のうち外貨建保証債務は、中間決算日の為替相場により円換算しております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、162,568百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。</p> <p>2 偶発債務 エーザイ・マシナリー・ゲーエムベーハーの受注先からの前受金他に対して、連帯保証を行っております。 46百万円 (287千ユーロ)</p> <p>(注)上記外貨建保証債務は、中間決算日の為替相場により円換算しております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、158,699百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。</p> <p>2 偶発債務 当社従業員の金融機関からの住宅資金借入金に対して、連帯保証を行っております。 110百万円</p> <p>エーザイ・マシナリー・ゲーエムベーハーの受注先からの前受金他に対して、連帯保証を行っております。 90百万円 (574千ユーロ)</p> <p>エーザイ・ヨーロッパ・リミテッドの土地購入代金および建設費用等に関する未払金に対して、連帯保証を行っております。 264百万円 (1,142千英ポンド)</p> <p>(注)上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>
<p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※3 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※3 _____</p>
<p>※4 国庫補助金の圧縮記帳により、当中間会計期間末に有形固定資産の取得額から控除している圧縮記帳額は、412百万円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物 0百万円 構築物 19百万円 機械及び装置 166百万円 工具器具及び備品 226百万円</p>	<p>※4 _____</p>	<p>※4 _____</p>
<p>※5 中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当中間会計期間末の残高に含まれております。</p> <p>受取手形 3百万円</p>	<p>※5 中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末日は金融機関の休日でありましたが、同日に満期を迎える手形はありません。</p>	<p>※5 事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度の残高に含まれております。</p> <p>受取手形 16百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																		
<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">41百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息</td><td style="text-align: right;">192百万円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">714百万円</td></tr> </table> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払利息</td><td style="text-align: right;">27百万円</td></tr> <tr><td>為替差損</td><td style="text-align: right;">624百万円</td></tr> </table> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却益</td><td style="text-align: right;">62百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券売却益</td><td style="text-align: right;">183百万円</td></tr> <tr><td>製品廃棄</td><td style="text-align: right;">554百万円</td></tr> <tr><td>子会社負担額</td><td style="text-align: right;">554百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産処分損</td><td style="text-align: right;">543百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">35百万円</td></tr> </table> <p>5 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産</td><td style="text-align: right;">5,614百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">2,883百万円</td></tr> </table> <p>6 減損損失</p> <p>当社は事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産および販売権については個々にグルーピングしております。当中間会計期間において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr><th style="width: 20%;">用途</th><th style="width: 30%;">種類</th><th style="width: 50%;">場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>遊休資産</td><td>機械及び装置等</td><td>埼玉県美里町 岐阜県各務原市</td></tr> </tbody> </table> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当中間会計期間において計上した減損損失は35百万円であり、その主な内容は、機械及び装置31百万円、工具器具及び備品3百万円等であります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額を使用しております。</p>	受取利息	41百万円	有価証券利息	192百万円	受取配当金	714百万円	支払利息	27百万円	為替差損	624百万円	固定資産売却益	62百万円	投資有価証券売却益	183百万円	製品廃棄	554百万円	子会社負担額	554百万円	固定資産処分損	543百万円	減損損失	35百万円	有形固定資産	5,614百万円	無形固定資産	2,883百万円	用途	種類	場所	遊休資産	機械及び装置等	埼玉県美里町 岐阜県各務原市	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">85百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息</td><td style="text-align: right;">163百万円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">633百万円</td></tr> </table> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払利息</td><td style="text-align: right;">77百万円</td></tr> <tr><td>為替差損</td><td style="text-align: right;">611百万円</td></tr> </table> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却益</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券売却益</td><td style="text-align: right;">2,202百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産処分損</td><td style="text-align: right;">211百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>仕掛品原価差損</td><td style="text-align: right;">845百万円</td></tr> </table> <p>5 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産</td><td style="text-align: right;">5,364百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">3,150百万円</td></tr> </table> <p>6 減損損失</p> <p>当社は事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産および販売権については個々にグルーピングしております。当中間会計期間において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr><th style="width: 20%;">用途</th><th style="width: 30%;">種類</th><th style="width: 50%;">場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>遊休資産</td><td>機械及び装置等</td><td>埼玉県美里町 他</td></tr> </tbody> </table> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当中間会計期間において計上した減損損失は1百万円であり、その主な内容は、機械及び装置1百万円であります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額を使用しております。</p>	受取利息	85百万円	有価証券利息	163百万円	受取配当金	633百万円	支払利息	77百万円	為替差損	611百万円	固定資産売却益	2百万円	投資有価証券売却益	2,202百万円	固定資産処分損	211百万円	減損損失	1百万円	仕掛品原価差損	845百万円	有形固定資産	5,364百万円	無形固定資産	3,150百万円	用途	種類	場所	遊休資産	機械及び装置等	埼玉県美里町 他	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">109百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息</td><td style="text-align: right;">315百万円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">1,071百万円</td></tr> </table> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払利息</td><td style="text-align: right;">65百万円</td></tr> <tr><td>為替差損</td><td style="text-align: right;">892百万円</td></tr> </table> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却益</td><td style="text-align: right;">204百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券売却益</td><td style="text-align: right;">1,651百万円</td></tr> <tr><td>製品廃棄</td><td style="text-align: right;">554百万円</td></tr> <tr><td>子会社負担額</td><td style="text-align: right;">554百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産処分損</td><td style="text-align: right;">975百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">81百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産 臨時償却費</td><td style="text-align: right;">646百万円</td></tr> </table> <p>5 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産</td><td style="text-align: right;">12,368百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">6,194百万円</td></tr> </table> <p>6 減損損失</p> <p>当社は事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産および販売権については個々にグルーピングしております。当事業年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr><th style="width: 20%;">用途</th><th style="width: 30%;">種類</th><th style="width: 50%;">場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">遊休資産</td><td>投資その他の資産(その他)</td><td>福井県越前町 他</td></tr> <tr><td>機械及び装置等</td><td>埼玉県美里町 岐阜県各務原市</td></tr> </tbody> </table> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当事業年度において計上した減損損失は81百万円であり、その主な内容は、投資その他の資産(その他)42百万円、機械及び装置33百万円、工具器具及び備品3百万円等であります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。</p>	受取利息	109百万円	有価証券利息	315百万円	受取配当金	1,071百万円	支払利息	65百万円	為替差損	892百万円	固定資産売却益	204百万円	投資有価証券売却益	1,651百万円	製品廃棄	554百万円	子会社負担額	554百万円	固定資産処分損	975百万円	減損損失	81百万円	有形固定資産 臨時償却費	646百万円	有形固定資産	12,368百万円	無形固定資産	6,194百万円	用途	種類	場所	遊休資産	投資その他の資産(その他)	福井県越前町 他	機械及び装置等	埼玉県美里町 岐阜県各務原市
受取利息	41百万円																																																																																																			
有価証券利息	192百万円																																																																																																			
受取配当金	714百万円																																																																																																			
支払利息	27百万円																																																																																																			
為替差損	624百万円																																																																																																			
固定資産売却益	62百万円																																																																																																			
投資有価証券売却益	183百万円																																																																																																			
製品廃棄	554百万円																																																																																																			
子会社負担額	554百万円																																																																																																			
固定資産処分損	543百万円																																																																																																			
減損損失	35百万円																																																																																																			
有形固定資産	5,614百万円																																																																																																			
無形固定資産	2,883百万円																																																																																																			
用途	種類	場所																																																																																																		
遊休資産	機械及び装置等	埼玉県美里町 岐阜県各務原市																																																																																																		
受取利息	85百万円																																																																																																			
有価証券利息	163百万円																																																																																																			
受取配当金	633百万円																																																																																																			
支払利息	77百万円																																																																																																			
為替差損	611百万円																																																																																																			
固定資産売却益	2百万円																																																																																																			
投資有価証券売却益	2,202百万円																																																																																																			
固定資産処分損	211百万円																																																																																																			
減損損失	1百万円																																																																																																			
仕掛品原価差損	845百万円																																																																																																			
有形固定資産	5,364百万円																																																																																																			
無形固定資産	3,150百万円																																																																																																			
用途	種類	場所																																																																																																		
遊休資産	機械及び装置等	埼玉県美里町 他																																																																																																		
受取利息	109百万円																																																																																																			
有価証券利息	315百万円																																																																																																			
受取配当金	1,071百万円																																																																																																			
支払利息	65百万円																																																																																																			
為替差損	892百万円																																																																																																			
固定資産売却益	204百万円																																																																																																			
投資有価証券売却益	1,651百万円																																																																																																			
製品廃棄	554百万円																																																																																																			
子会社負担額	554百万円																																																																																																			
固定資産処分損	975百万円																																																																																																			
減損損失	81百万円																																																																																																			
有形固定資産 臨時償却費	646百万円																																																																																																			
有形固定資産	12,368百万円																																																																																																			
無形固定資産	6,194百万円																																																																																																			
用途	種類	場所																																																																																																		
遊休資産	投資その他の資産(その他)	福井県越前町 他																																																																																																		
	機械及び装置等	埼玉県美里町 岐阜県各務原市																																																																																																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
自己株式の種類および株式数に関する事項		自己株式の種類および株式数に関する事項		自己株式の種類および株式数に関する事項	
	自己株式	株式の種類	普通株式	株式の種類	普通株式
株式の種類	普通株式	前事業年度末株式数 (千株)	12,437	前事業年度末株式数 (千株)	10,692
前事業年度末株式数 (千株)	10,692	当中間会計期間増加株式数 (千株)	10	当事業年度増加株式数 (千株)	2,023
当中間会計期間増加株式数 (千株)	2,011	当中間会計期間減少株式数 (千株)	43	当事業年度減少株式数 (千株)	277
当中間会計期間減少株式数 (千株)	134	当中間会計期間末株式数 (千株)	12,404	当事業年度末株式数 (千株)	12,437
当中間会計期間末株式数 (千株)	12,568				
(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づく市場買付けによる自己株式の取得2,000千株と単元未満株式の買取り11千株によるものであります。 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。		(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。		(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づく市場買付けによる自己株式の取得2,000千株と単元未満株式の買取り23千株によるものであります。 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
(借主側)	(借主側)	(借主側)																																																												
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																												
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>68</td> <td>26</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2,760</td> <td>1,049</td> <td>1,710</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>75</td> <td>60</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,904</td> <td>1,136</td> <td>1,767</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	68	26	42	工具器具及び備品	2,760	1,049	1,710	ソフトウェア	75	60	14	合計	2,904	1,136	1,767	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>71</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2,929</td> <td>1,773</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>28</td> <td>24</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,030</td> <td>1,833</td> <td>1,197</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	71	36	35	工具器具及び備品	2,929	1,773	1,156	ソフトウェア	28	24	4	合計	3,030	1,833	1,197	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>68</td> <td>29</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2,914</td> <td>1,361</td> <td>1,552</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>47</td> <td>39</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,030</td> <td>1,431</td> <td>1,599</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	68	29	38	工具器具及び備品	2,914	1,361	1,552	ソフトウェア	47	39	7	合計	3,030	1,431	1,599
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
車両及び運搬具	68	26	42																																																											
工具器具及び備品	2,760	1,049	1,710																																																											
ソフトウェア	75	60	14																																																											
合計	2,904	1,136	1,767																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
車両及び運搬具	71	36	35																																																											
工具器具及び備品	2,929	1,773	1,156																																																											
ソフトウェア	28	24	4																																																											
合計	3,030	1,833	1,197																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
車両及び運搬具	68	29	38																																																											
工具器具及び備品	2,914	1,361	1,552																																																											
ソフトウェア	47	39	7																																																											
合計	3,030	1,431	1,599																																																											
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額																																																												
1年内 825百万円	1年内 667百万円	1年内 885百万円																																																												
1年超 975百万円	1年超 555百万円	1年超 751百万円																																																												
合計 1,801百万円	合計 1,223百万円	合計 1,636百万円																																																												
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失																																																												
支払リース料 468百万円	支払リース料 498百万円	支払リース料 938百万円																																																												
減価償却費相当額 442百万円	減価償却費相当額 474百万円	減価償却費相当額 885百万円																																																												
支払利息相当額 34百万円	支払利息相当額 21百万円	支払利息相当額 65百万円																																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																												
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引																																																												
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																												

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式(三光純薬株)	4,279	2,786	△1,493

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

該当事項はありません。

なお、保有しております子会社株式(三光純薬株)は、平成19年9月25日にジャスダック証券取引所を上場廃止となりました。

前事業年度(平成19年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式(三光純薬株)	4,279	2,950	△1,329

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1,613円17銭	1,652円92銭	1,644円49銭
1株当たり 中間(当期)純利益	70円50銭	99円17銭	150円23銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	70円40銭	99円06銭	150円01銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
(1) 中間(当期)純利益 (百万円)	20,137	28,178	42,803
(2) 普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
(3) 普通株式に係る 中間(当期)純利益 (百万円)	20,137	28,178	42,803
(4) 普通株式の期中平均株式数 (千株)	285,636	284,139	284,911
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
普通株式増加数 (千株)	412	320	431
(うち新株引受権) (千株)	(110)	(62)	(100)
(うち新株予約権) (千株)	(302)	(257)	(331)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成19年6月22日定時 株主総会および取締役 会決議による新株予約 権(新株予約権の数 2,640個)。 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新 株予約権等の状況、② 新株予約権」に記載の とおりであります。	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
ライガンド社からの抗がん剤4品目の製品 買収契約が、平成18年10月25日(米国時間)に 発効いたしました。 製品買収の一時金およびたな卸資産の対価 として、連結子会社のエーザイ・インクおよ び当社は205百万米ドルを支払いました。ま た、エーザイ・インクはライガンド社の一部 の従業員を採用いたしました。	—	—

(2) 【その他】

平成19年10月30日開催の当社取締役会において、平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第96期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の中間配当を行う旨決議いたしました。

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 配当財産の種類および帳簿価額の総額
金銭による剰余金の配当 | 18,470百万円 |
| 2 | 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
当社普通株式1株当たり中間配当金 | 65.00円 |
| 3 | 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | 平成19年11月20日 |

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第95期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書
あります。 | | 平成19年7月4日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条
第2項第2号の2(ストック・オプション
制度に基づく新株予約権の発行)に基づく
臨時報告書であります。 | | 平成19年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書の
訂正報告書 | 上記(3)の臨時報告書に係る訂正報告書で
あります。 | | 平成19年7月9日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正発行登録書 | | | 平成19年6月22日
平成19年7月5日
平成19年7月9日
平成19年8月1日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成19年4月12日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月30日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 観 恒平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朝 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準が適用されることとなるため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、平成18年10月25日に製品買取契約が発効した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月30日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 観 恒平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準が適用されることとなるため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、平成18年10月25日に製品買収契約が発効した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。



古紙/バブル配合率100%再生紙を使用しています